

# 第2期国見町子ども・子育て支援事業計画

国見町

令和2年3月



# 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	2
4. ニーズ調査の実施.....	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	4
1. 国見町の概況.....	4
2. 教育・保育に関する状況.....	7
3. 家庭の状況.....	11
第3章 計画の基本理念と基本目標.....	21
1. 基本理念.....	21
2. 基本目標.....	22
3. 施策の体系.....	23
第4章 基本施策の展開.....	24
1. 地域での子育てを支援.....	24
2. 母親と子どもの健康を守る.....	29
3. 子どもたちの心身を育む教育環境の整備.....	33
4. 子育て支援の環境整備と子どもたちの安全確保.....	38
5. 仕事と子育て支援の両立を支援.....	40
6. 支援を待っている子どもや家庭へのきめ細やかな対応.....	41
第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	44
1. 教育・保育提供区域の設定.....	44
2. 子ども・子育て支援新制度の概要.....	44
3. 子ども・子育て支援給付.....	45
4. 地域子ども・子育て支援事業.....	48

第6章 次世代育成支援行動計画及び放課後子どもプランについて.....	55
1. 次世代育成支援対策法に基づく目標事業量 .....	55
2. 新・放課後子ども総合プラン .....	56
第7章 計画の推進に向けて .....	58
1. 計画の推進体制 .....	58
2. 計画の進捗管理・評価 .....	58
資料編.....	59
1. 国見町子ども・子育て支援推進協議会設置要綱.....	59
2. 国見町子ども・子育て支援推進協議会委員名簿.....	61
3. 計画の策定経過 .....	62

# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

子どもは、まちの次の時代を担うかけがえのない存在です。子どもが安心して育つことができる環境や安心して子どもを生き育てることのできる環境を整備していくためには、社会全体で子育てを支えていくことが重要です。

しかし、少子化が進行する中、女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育てへの不安を抱える保護者の増加、児童虐待などの子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題はますます複雑・多様化しています。

これらを受けて国は、平成 24 年に子育てしやすい環境を地域や社会全体で支援することを目的とした「子ども・子育て関連 3 法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども、子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）」を制定しました。この 3 法に基づき、平成 27 年度に施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本に、次の 3 つの目的を掲げて取り組むこととされました。

### 「子ども・子育て支援新制度」の目的

- (1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- (2) 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- (3) 地域の子ども・子育て支援の充実

一方、国見町は、平成 25 年 4 月に藤田幼稚園と森江野幼稚園を統合し、くにみ幼稚園を開園し、保育所を 0 歳から 2 歳まで、幼稚園を 3 歳から 5 歳までを対象とし、早期の幼児教育の充実を図ることとしました。

平成 27 年 3 月には、平成 27 年度から平成 31 年度（令和元年度）までの 5 年間の計画期間とする「国見町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「地域とともに子どもが健やかに育つ 子育てにやさしいまち 国見」を基本理念に、幼稚園や保育所に加え、子育て支援センターを、藤田保育所に加え道の駅国見あつかしの郷子育て支援室に増設するなど、町として積極的に子育て支援事業を進めてまいりました。

今般、第 1 期計画の計画期間が令和元年度をもって終了すること、この期間における子育てをめぐる環境の変化などを踏まえ、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の計画期間とする「第 2 期国見町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとします。

## 2 計画の位置づけ

---

### (1) 計画の法的根拠

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

### (2) 関連計画との整合

この計画は、町の最上位計画である「国見町総合計画」をはじめ、各法律に基づく関連計画（国見町地域福祉計画、国見町障がい者福祉計画）、国見町教育ビジョンとの整合、連携を図るとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画及び母子保健計画を包含します。

## 3 計画の期間

---

計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

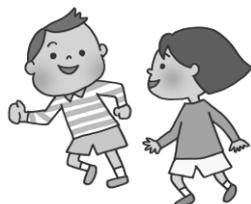
ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や子育て家庭のニーズに柔軟に対応するため、必要と判断したときには、適宜計画の見直しを行います。

平成 27 年度	28	29	30	31 (令和元)	2	3	4	5	6
国見町子ども・子育て支援事業計画					第2期国見町子ども・子育て支援事業計画				

## 4 ニーズ調査の実施

計画の策定にあたり、未就学児や小学生の保護者を対象に、平成31年2月から3月にかけて「国見町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

調査対象	国見町内在住の未就学児及び小学生の保護者
調査票の配付・回収方法	・未就学児：入園児の保護者には施設を通して配布・回収 未就学児の保護者には郵送による配布・回収 ・小学生：小学校を通して配布・回収
調査期間	平成31年2月25日～平成31年3月8日
調査票の回収結果について	未就学児回収数 167 件／配布数 272 件＝回収率 61.4% 小学生回収数 195 件／配布数 276 件＝回収率 70.7%



# 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

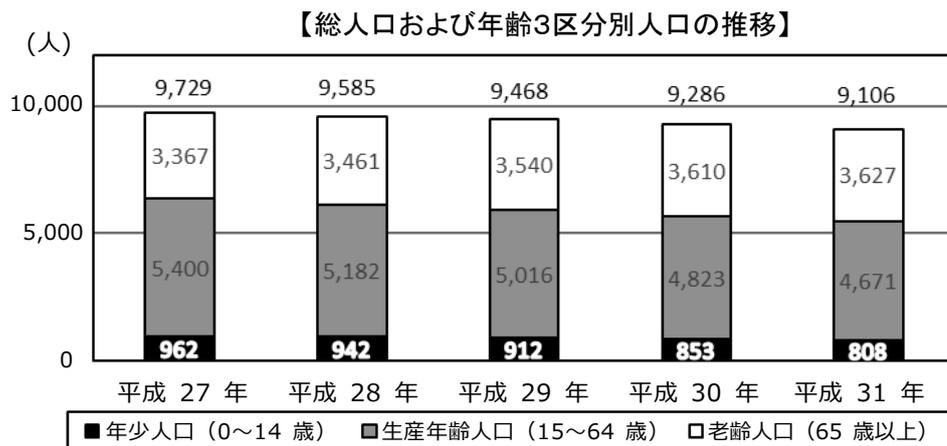
## 1 国見町の概況

### (1) 地理

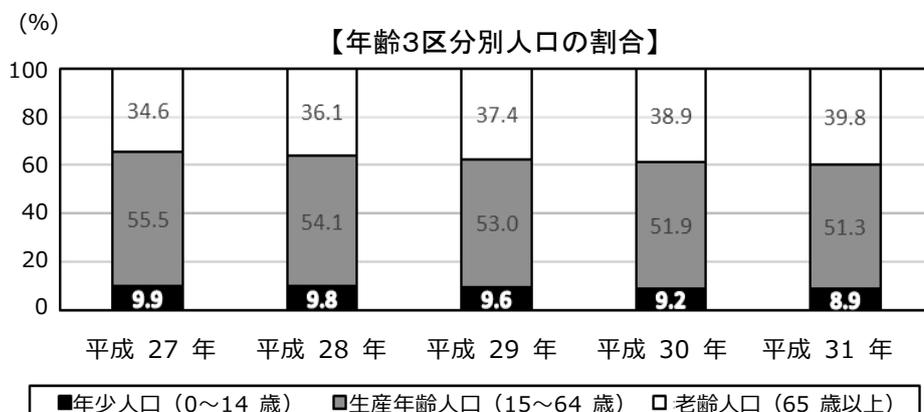
国見町は、福島県、宮城県、山形県のほぼ中央に位置し、北は宮城県白石市、東は伊達市、南は桑折町に接し、阿武隈川をはじめとする河川が流れる豊かな土壌に恵まれた町です。古来より、奥州街道、羽州街道が通り、藤田宿、貝田宿、小坂宿が営まれ、近代以降は東北本線、国道4号、東北縦貫自動車道、東北新幹線が通る交通の要衝です。

### (2) 人口

国見町の人口は、平成31年3月末では、9,106人です。年齢3区分の割合は、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少し、高齢人口（65歳以上）は増加しています。

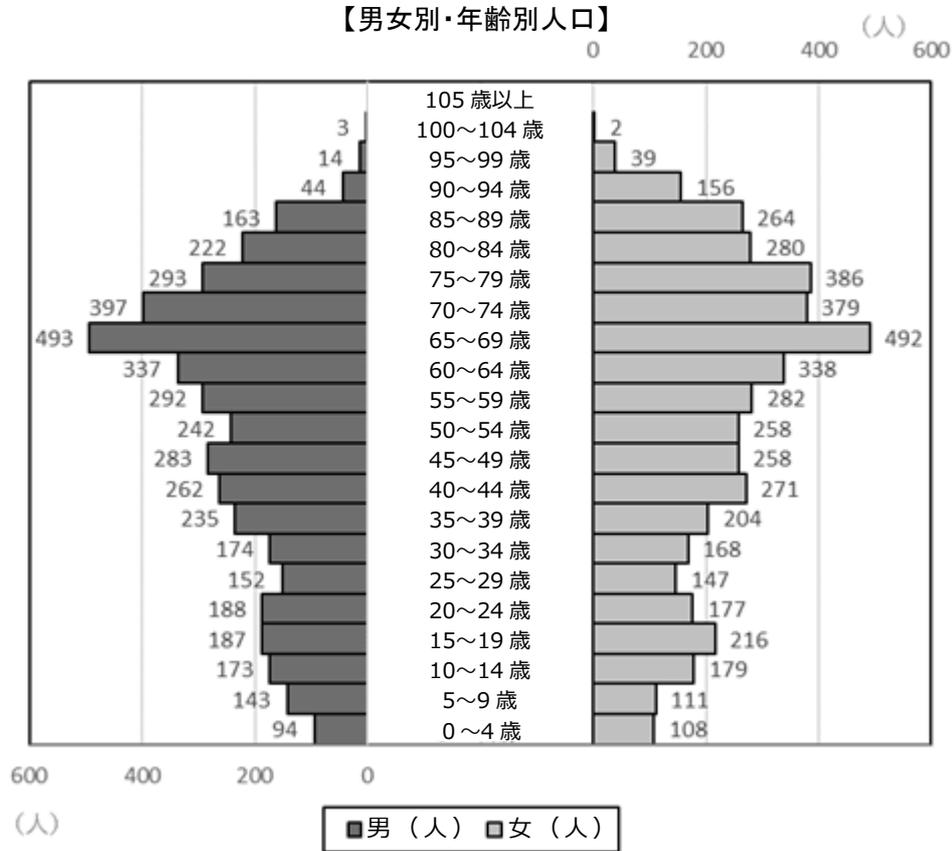


資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

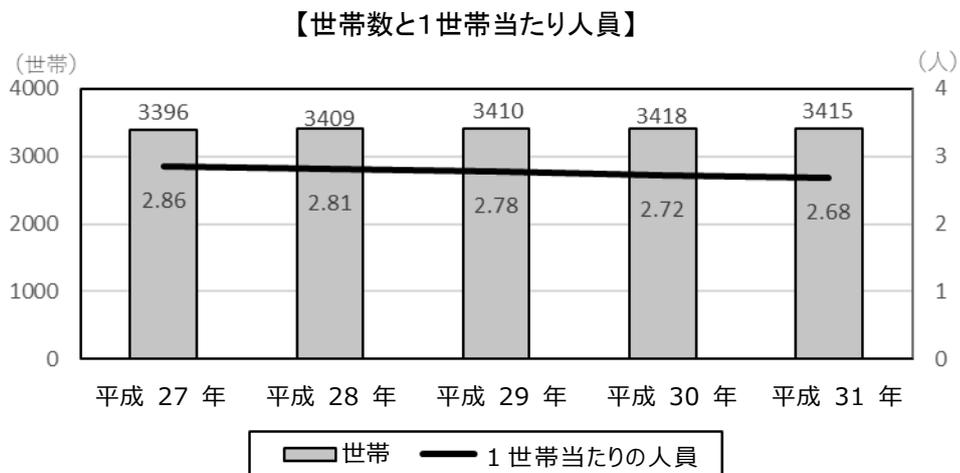


資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

また、男女別・年齢別の構成を見ると、出生率が死亡率よりも低く人口減少を表す「つぼ型」で、男女ともに65～69歳が特に多く、全国的な傾向と一致しています。世帯数は、概ね横ばいですが、1世帯あたり人員は減少傾向となっています。



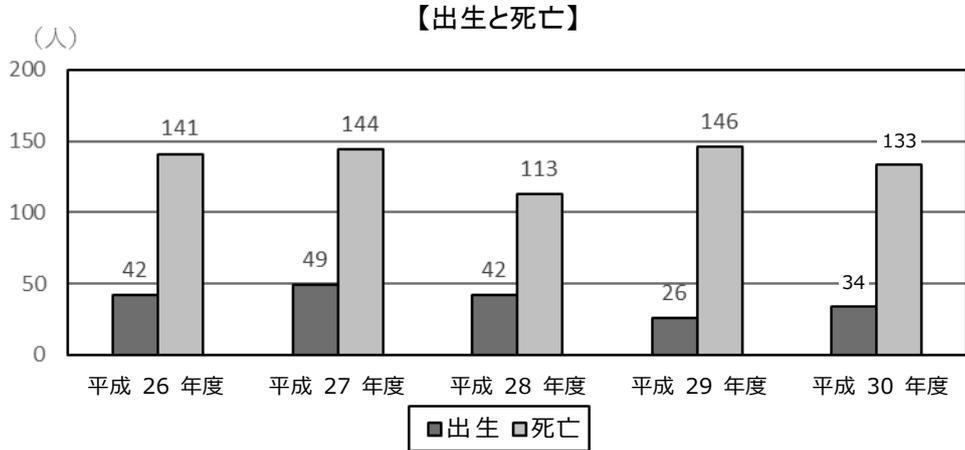
資料:住民基本台帳(平成31年3月31日現在)



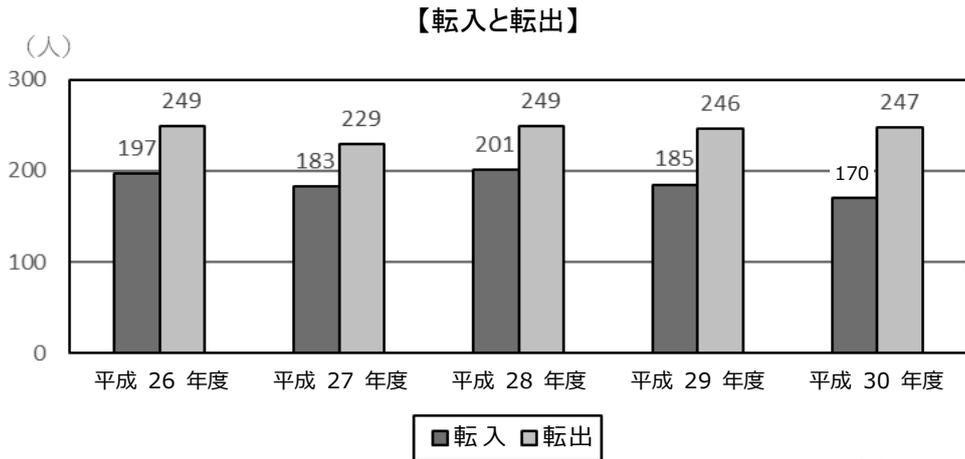
資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

出生と死亡を見ると、出生数に対して死亡数が上回っています。平成 30 年度中の出生数は 34 人です。また、転入と転出は、転入に対して転出が上回っています。これは、大学進学や就職のため、若い世代が町を離れることが主な要因です。

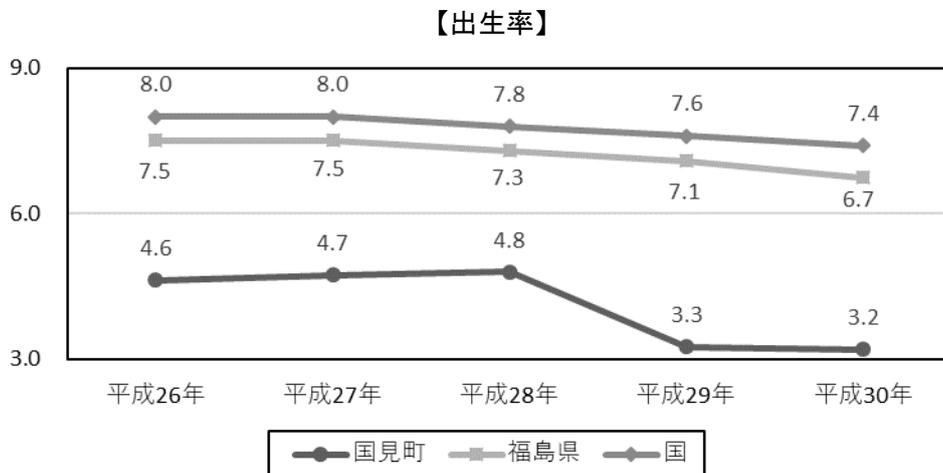
平成 30 年度の国見町における出生率（人口千人あたり年間出生数）は、3.2 でした。



資料:住民基本台帳



資料:住民基本台帳

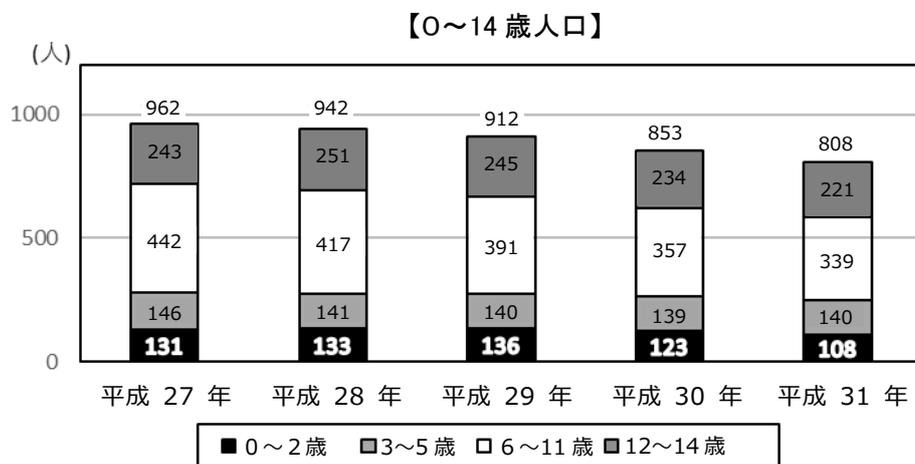


資料:福島県統計年鑑

## 2 教育・保育に関する状況

### (1) 0～14 歳人口

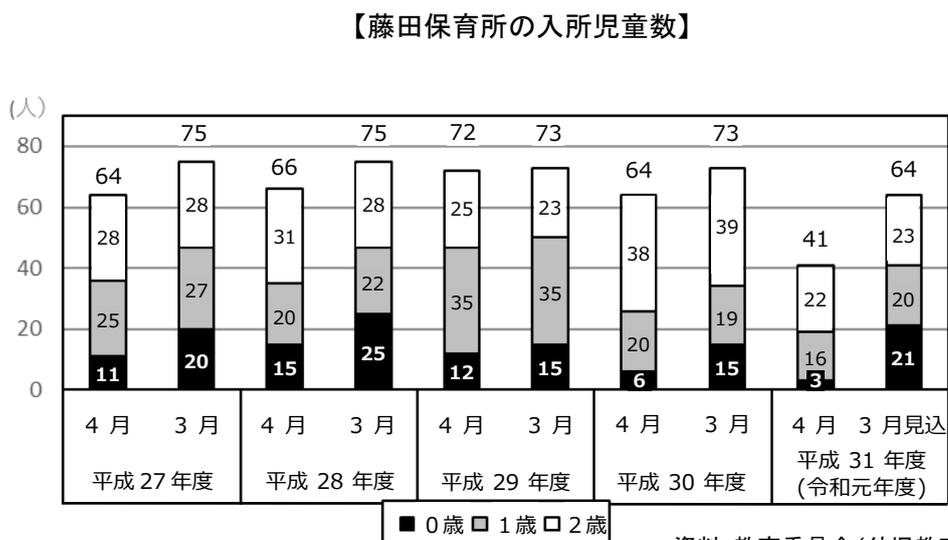
0～14 歳人口は、平成 31 年 3 月末時点で 808 人です。



資料：住民基本台帳(各年3月31日現在)

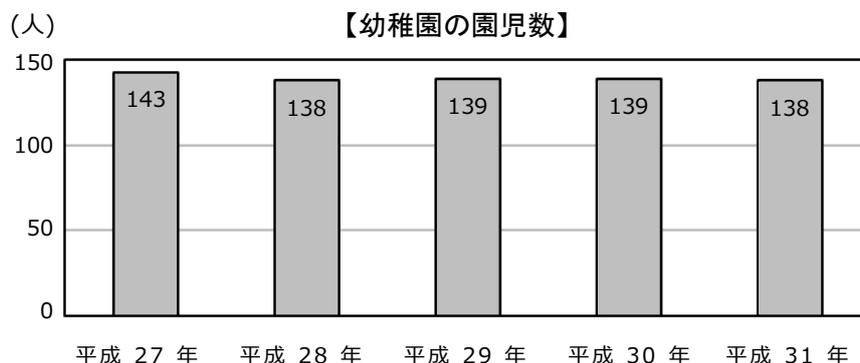
### (2) 未就学児の状況

平成 31 年 4 月時点での藤田保育所入所児童数は 41 人ですが、令和 2 年 3 月の入所見込児童数は、64 人です。年度途中入所のほとんどが 0 歳で、年々その割合は上がっています。現時点で、待機児童は発生していませんが、今後も 0 歳児の入所が増えることが予想されることから、年齢別の定数設定などの見直しも検討すべき課題です。

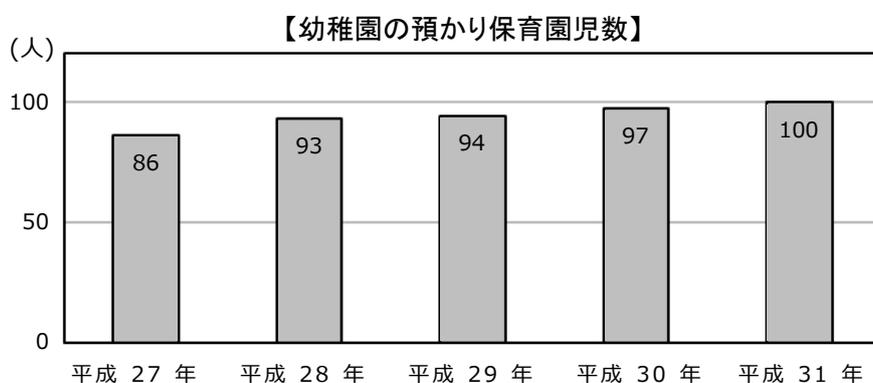


資料：教育委員会(幼児教育課)

幼稚園の園児数は、ほぼ横ばいです。一方、幼稚園の預かり保育園児数は、微増傾向にあります。

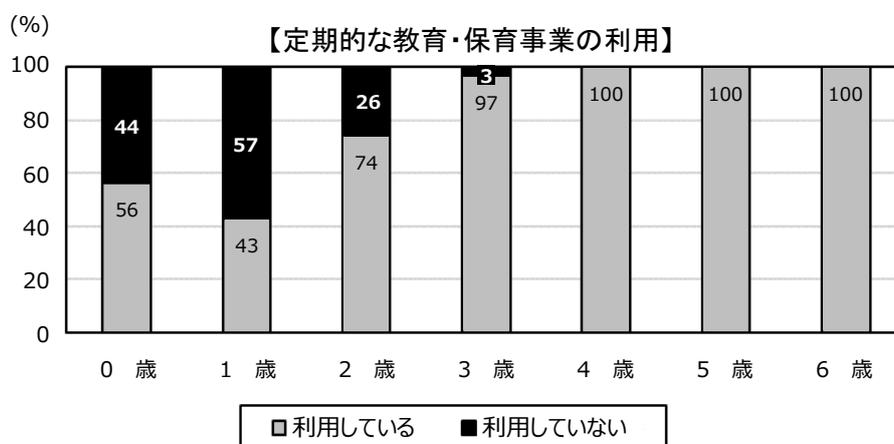


資料:教育委員会(幼児教育課)(各年4月1日現在)



資料:教育委員会(幼児教育課)(各年4月1日現在)

定期的な教育・保育事業の利用状況を見ると、0歳児56%、1歳児43%、2歳児74%、3歳児97%、4歳児以上は100%の利用となっています。

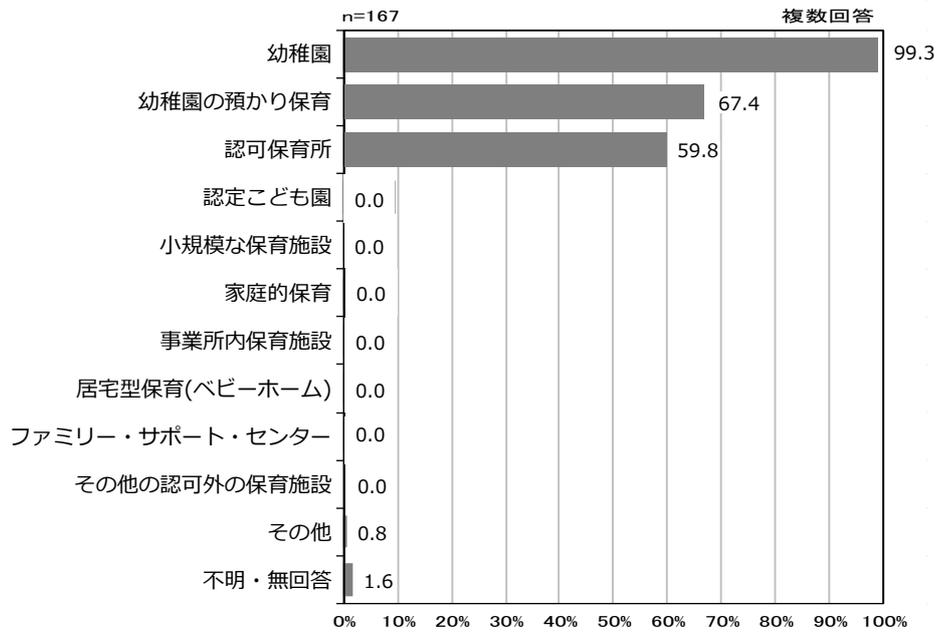


資料:国見町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査(平成31年3月実施)

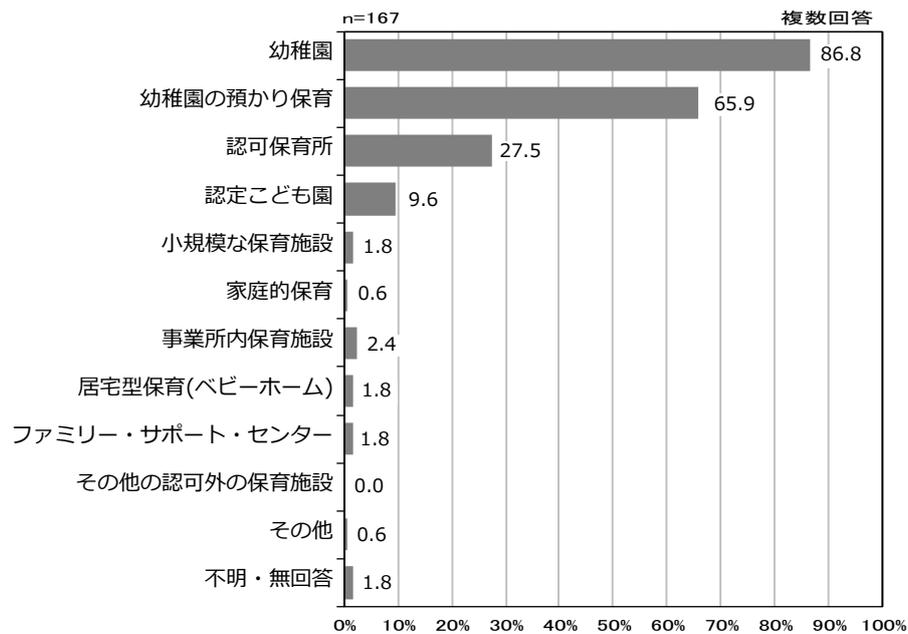
平日に定期的に利用している教育・保育事業の内訳は、「幼稚園」が99.3%、「幼稚園の預かり保育」が67.4%、「認可保育所」が59.8%です。

また、定期的に利用したい教育・保育事業は、「幼稚園」が86.8%、「幼稚園の預かり保育」が65.9%、「認可保育所」が27.5%となっています。

【定期的に利用している教育・保育事業】



【定期的に利用したい教育・保育事業】



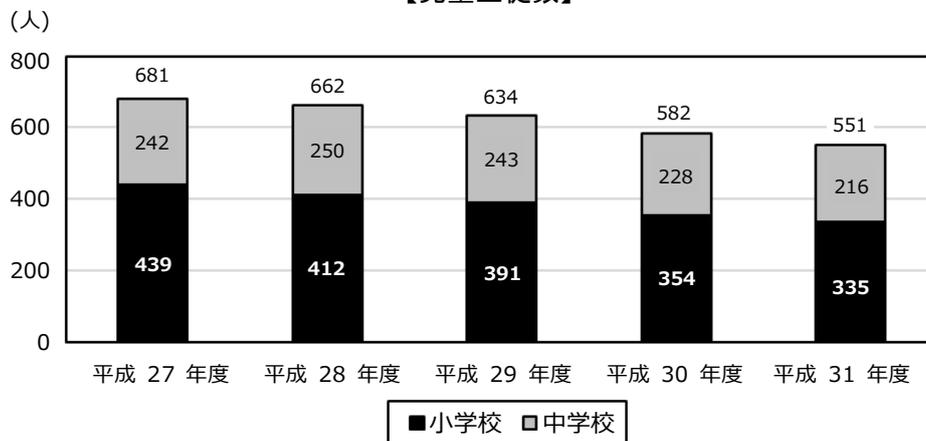
資料: 国見町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査(平成31年3月実施)

### (3) 就学児童の状況

平成 31 年 4 月時点の小中学校の児童生徒数は 551 人です。

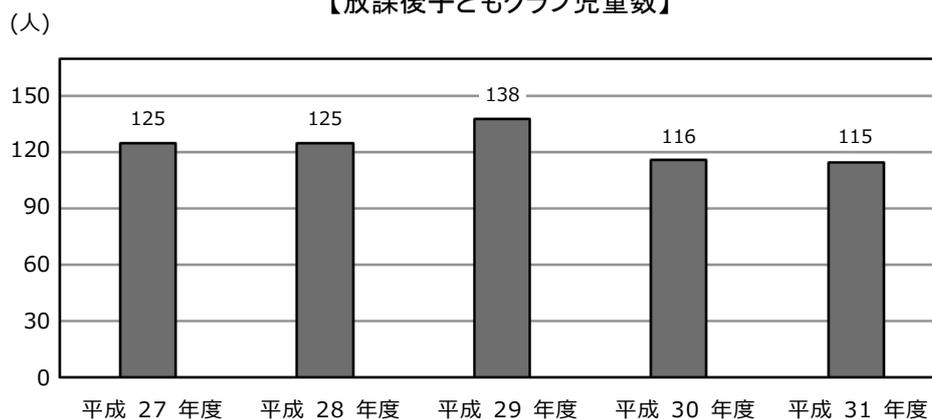
また、同時点での放課後子どもクラブの児童数は、115 人です。

【児童生徒数】



資料:教育委員会(学校教育課)(各年4月1日現在)

【放課後子どもクラブ児童数】



資料:教育委員会(幼児教育課)(各年4月1日現在)

【放課後子どもクラブの利用人数内訳】

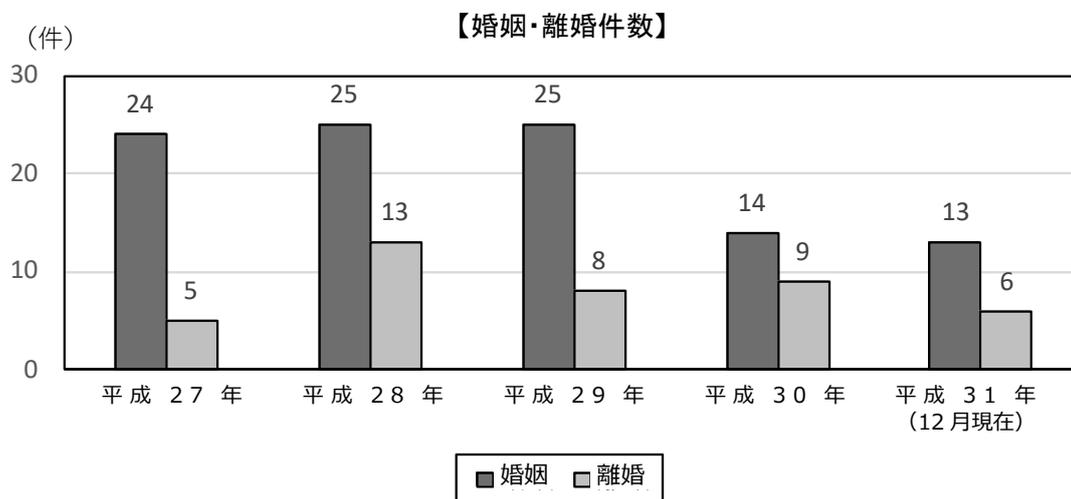
小学	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	総数
平成 27 年度	38	28	31	19	7	2	125
平成 28 年度	34	34	27	23	2	5	125
平成 29 年度	24	32	35	22	16	9	138
平成 30 年度	21	24	28	23	13	7	116
平成 31 年度	30	21	20	20	16	8	115

資料:教育委員会(幼児教育課)(各年4月1日現在)

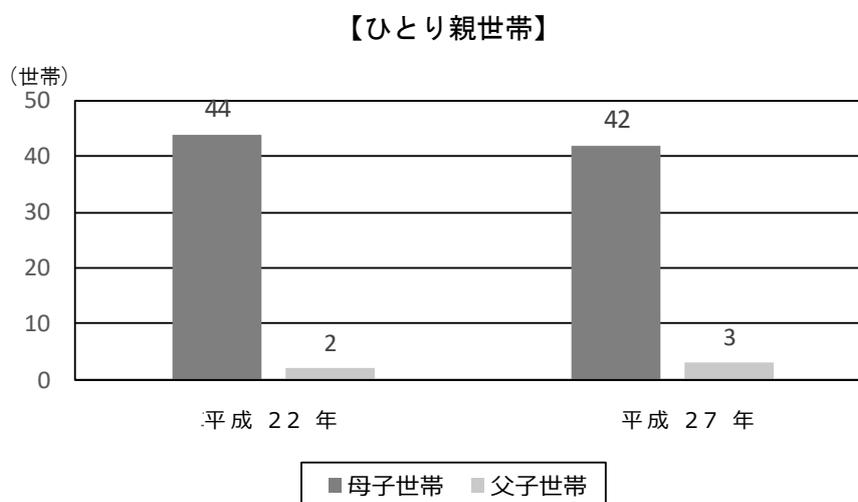
### 3 家庭の状況

#### (1) 家族の状況

平成 30 年中の婚姻届の受理件数は 14 件、離婚届の受理件数は 9 件です。  
ひとり親世帯の内訳は、平成 27 年で母子世帯が 42 世帯、父子世帯が 3 世帯です。

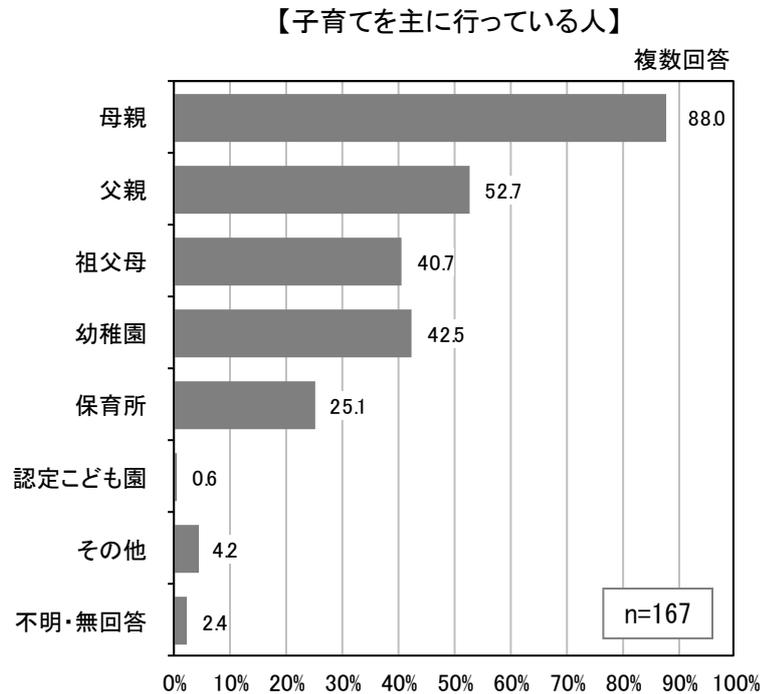


資料: 福島県人口動態統計ほか



資料: 国勢調査

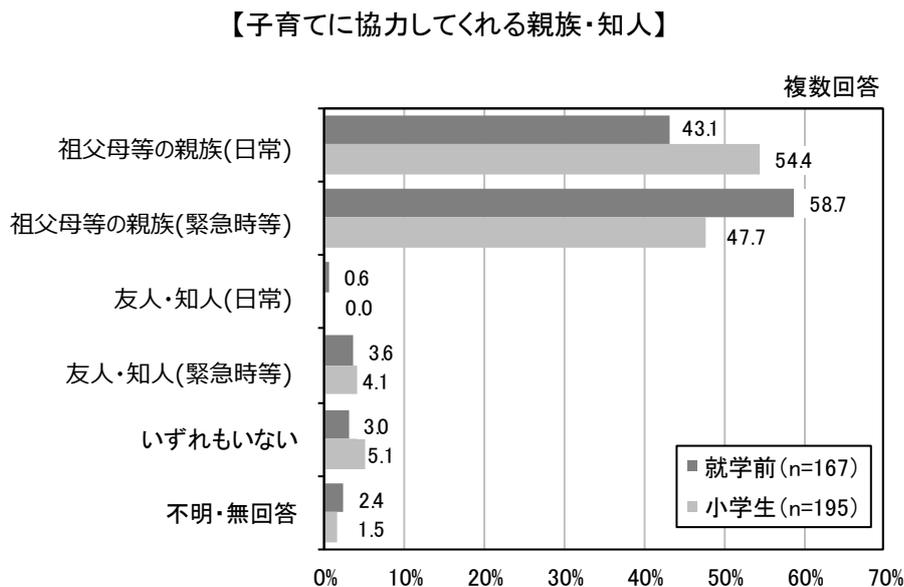
未就学児の家庭で、日常的に子育てに関わる人は、「母親」が88.0%、「父親」が52.7%です。



資料: 国見町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査(平成31年3月実施)

母親や父親以外に子育てに協力してくれる人については、未就学児では「緊急時や急用時は祖父母等の親族」が58.7%、「日常的に祖父母等の親族」が43.1%でした。

小学生では「日常的に祖父母等の親族」が54.4%、「緊急時や急用時は祖父母等の親族」が47.7%でした。



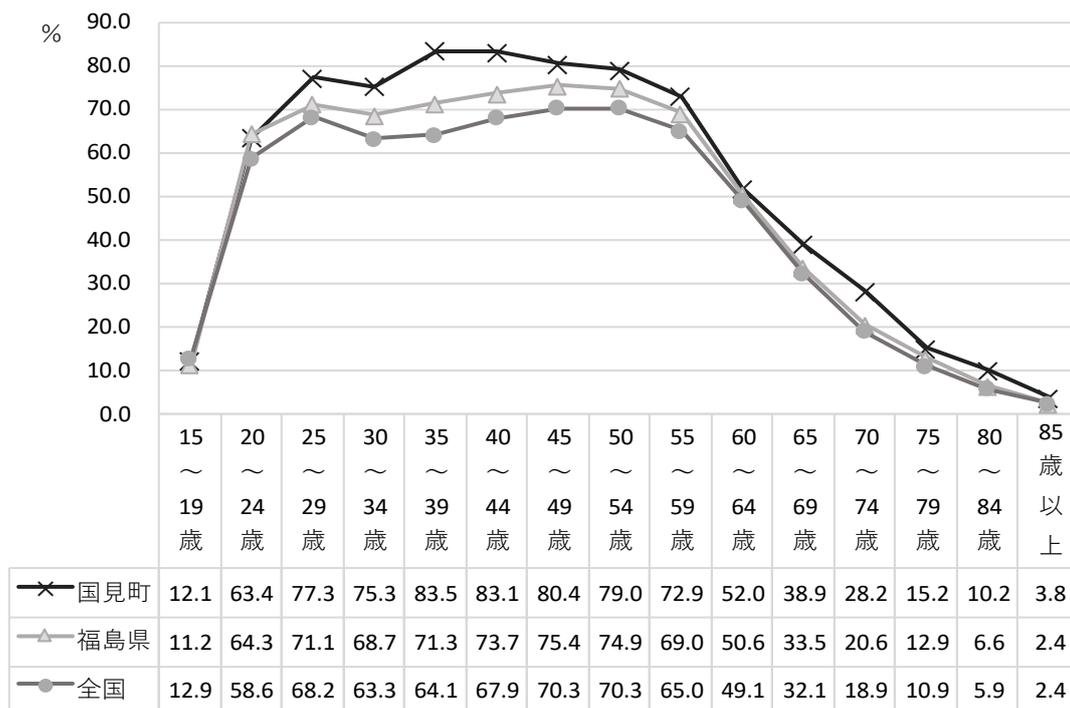
資料: 国見町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査(平成31年3月実施)

## (2) 就労の状況

平成 27 年の女性の就業率についてみると、出産・子育てを迎える人が多くなる 30 歳代前半を中心に、一時的に就業率が低くなる「M 字曲線」を描いています。

また、全国および県と比較して、全般的に女性の就業率が高い傾向にあります。

【平成 27 年女性の就業率】

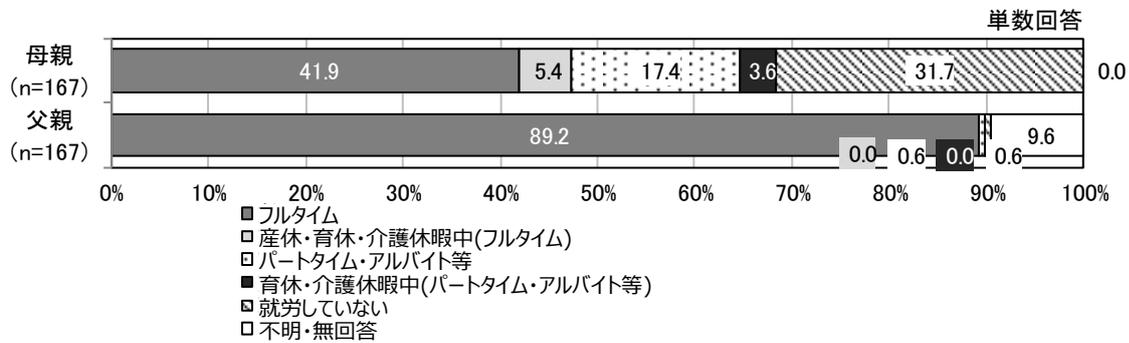


資料：国勢調査

未就学児の保護者の就労状況は、母親では「フルタイム」が41.9%、「就労していない」が31.7%、「パートタイム、アルバイト等」が17.4%です。

父親では「フルタイム」が89.2%、「パートタイム、アルバイト等」、「就労していない」とともに0.6%です。

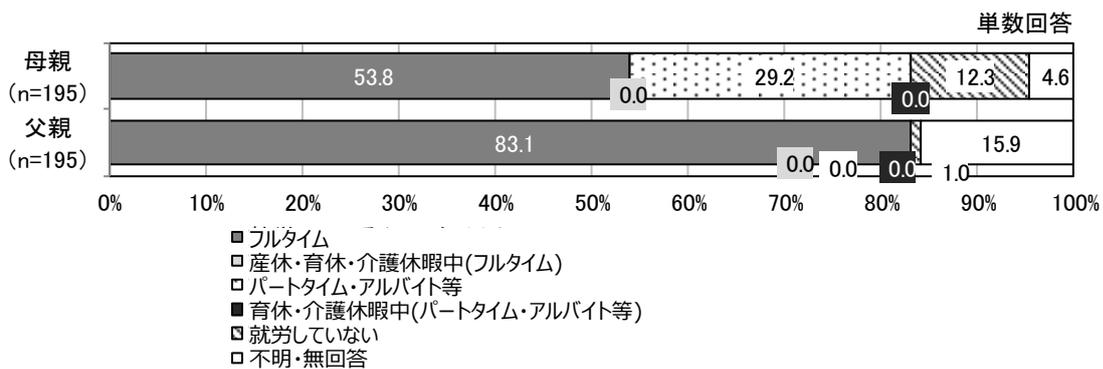
【就業状況(未就学児の保護者)】



小学生の保護者の就労状況は、母親では「フルタイム」が53.8%、「パートタイム、アルバイト等」が29.2%、「就労していない」が12.3%です。

父親では「フルタイム」が83.1%、「就労していない」が1.0%です。

【就業状況(小学生の保護者)】

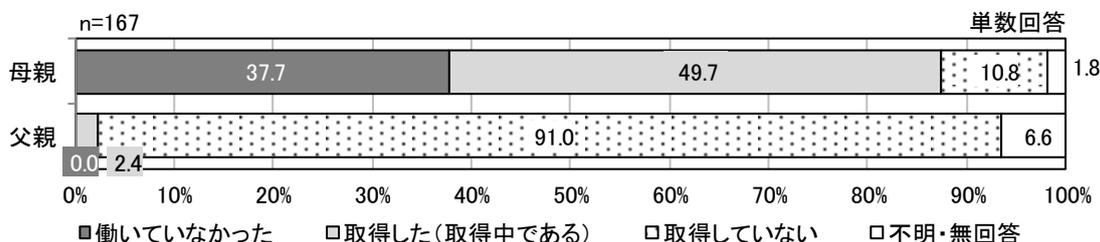


資料: 国見町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査(平成31年3月実施)

育児休業の取得状況は、母親では「取得した（取得中である）」が49.7%、「働いていなかった」が37.7%、「取得していない」が10.8%です。

父親では「取得していない」が91.0%、「取得した（取得中である）」が2.4%です。

【育児休業の取得状況】

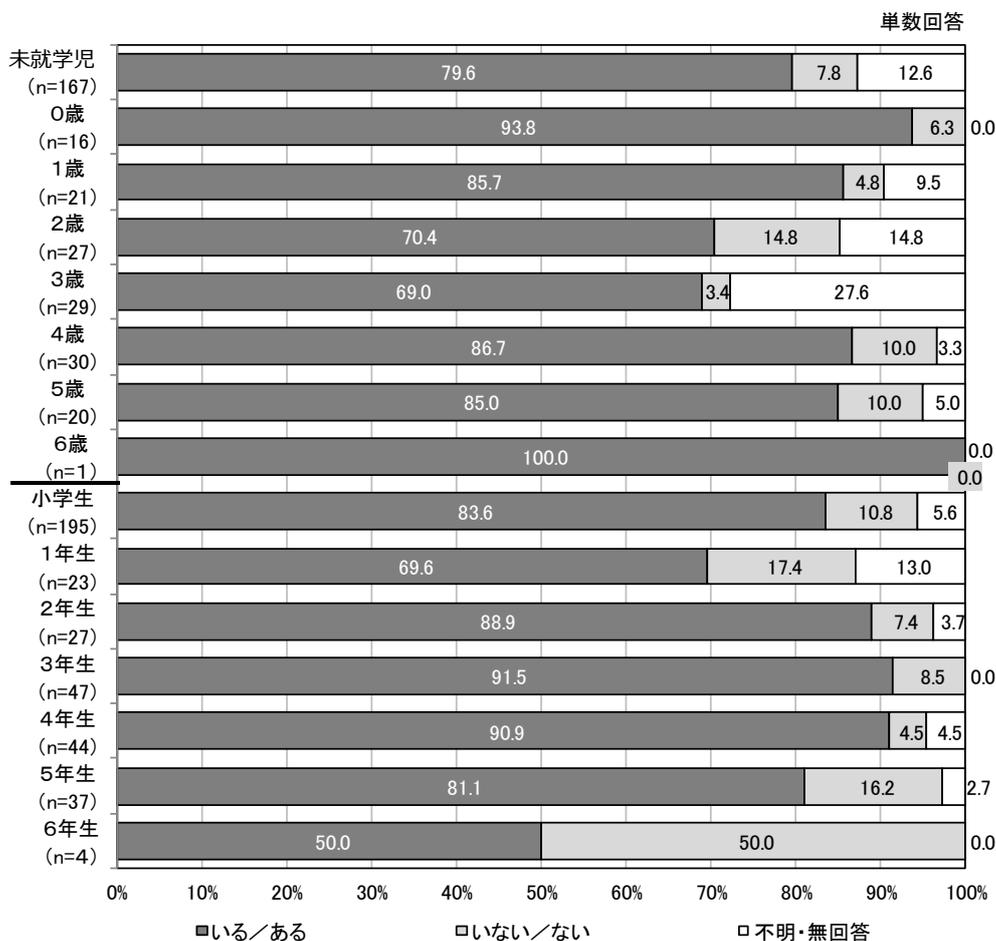


資料：国見町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査(平成31年3月実施)

### (3) 子育ての状況

子育てを相談できる人・場所の有無については、未就学児の保護者では「いる／ある」が79.6%、「いない／ない」が7.8%で、小学生の保護者では「いる／ある」が83.6%、「いない／ない」が10.8%です。

【子育てを相談できる人・場所の有無】

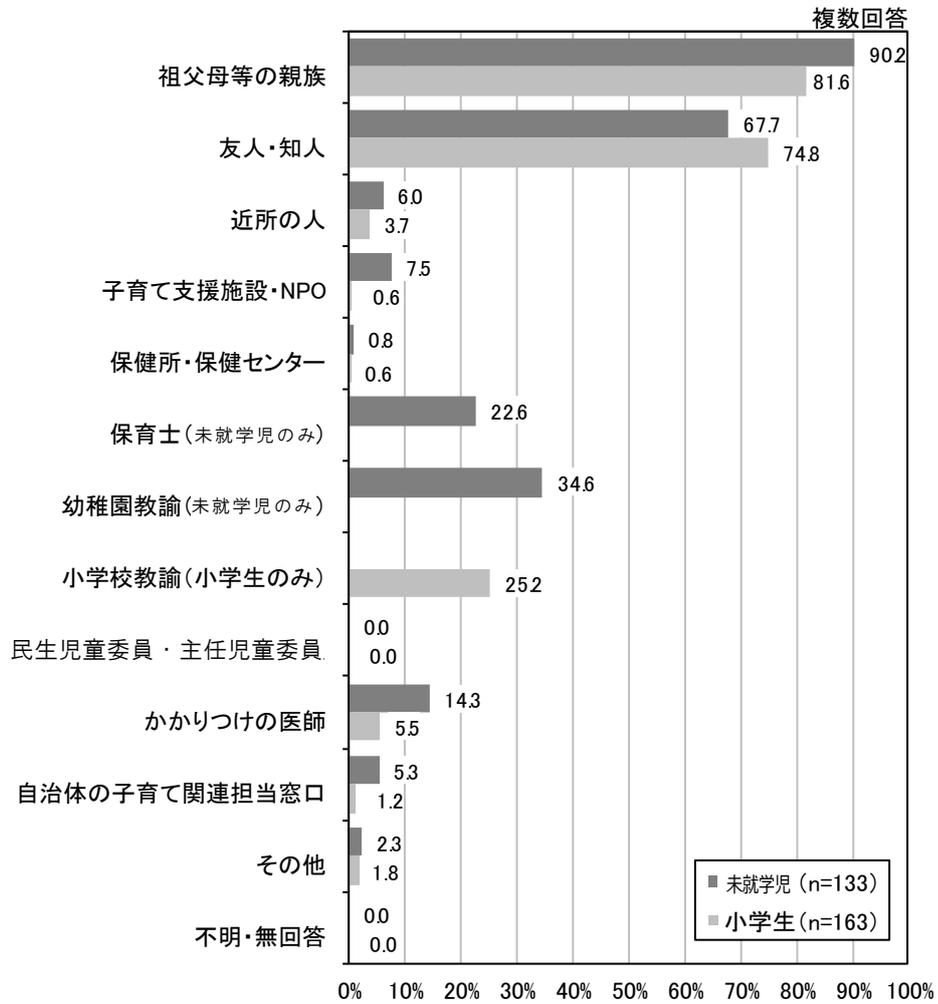


資料：国見町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査(平成31年3月実施)

子育てに関する相談相手・相談先については、未就学児では「祖父母等の親族」が90.2%、「友人・知人」が67.7%、「幼稚園教諭」が34.6%の順となっています。

小学生では「祖父母等の親族」が81.6%、「友人・知人」が74.8%、「小学校教諭」が25.2%です。

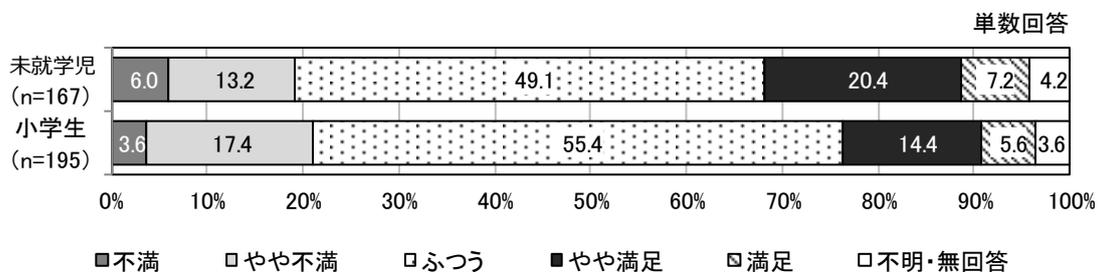
【相談相手・場所】



資料: 国見町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査(平成31年3月実施)

国見町の子育て環境や支援の満足度は、未就学児では「満足」と「やや満足」を合わせた割合は27.6%、一方「やや不満」と「不満」を合わせた割合は19.2%です。小学生では「満足」と「やや満足」を合わせた割合は20.0%、一方「やや不満」と「不満」を合わせた割合は21.0%です。

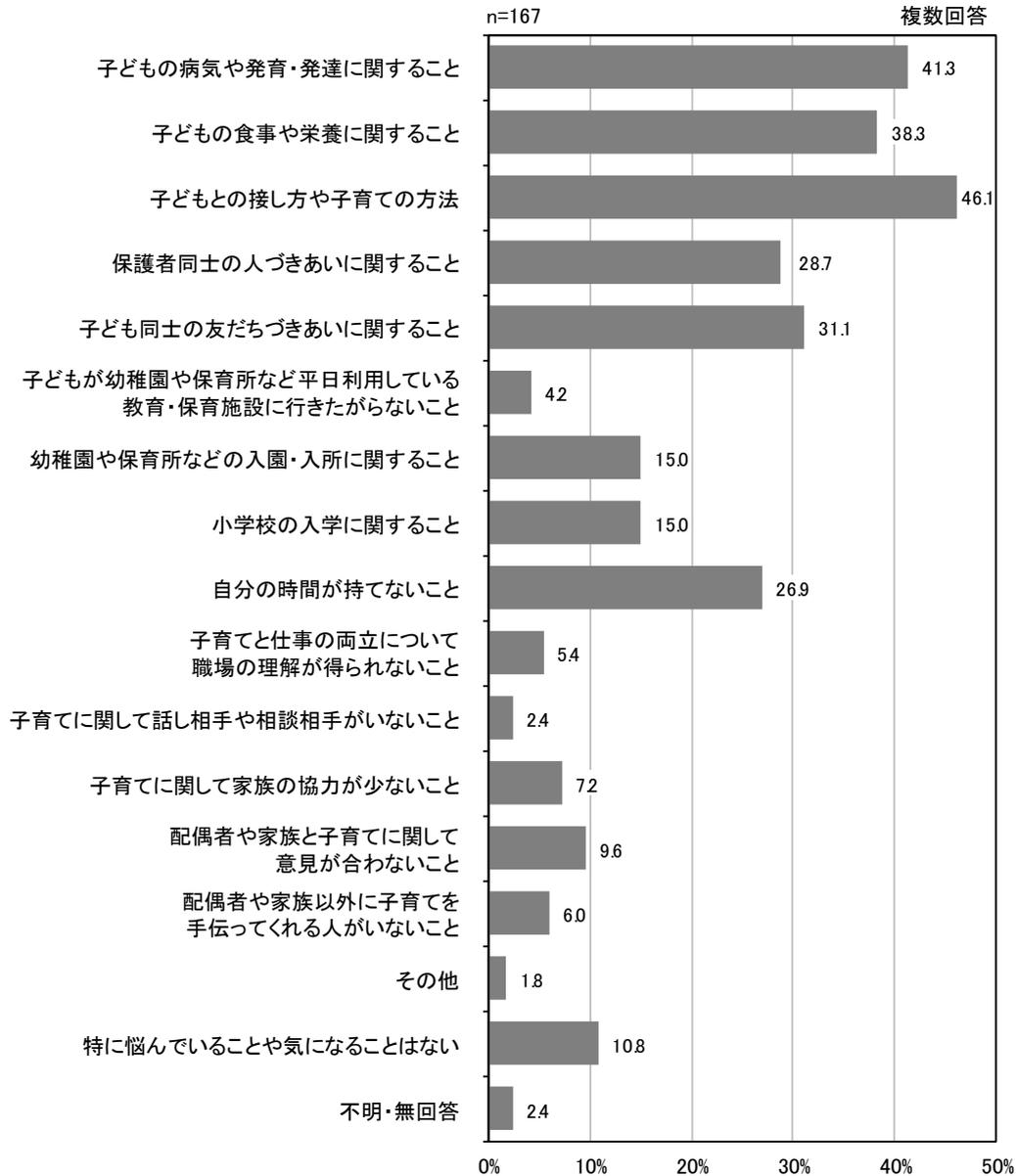
【国見町の子育て環境や支援の満足度】



資料：国見町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査(平成31年3月実施)

子育てに関する悩みや気になることについては、未就学児では「子どもとの接し方や子育ての方法」が46.1%、「子どもの病気や発育・発達に関すること」が41.3%、「子どもの食事や栄養に関すること」が38.3%です。

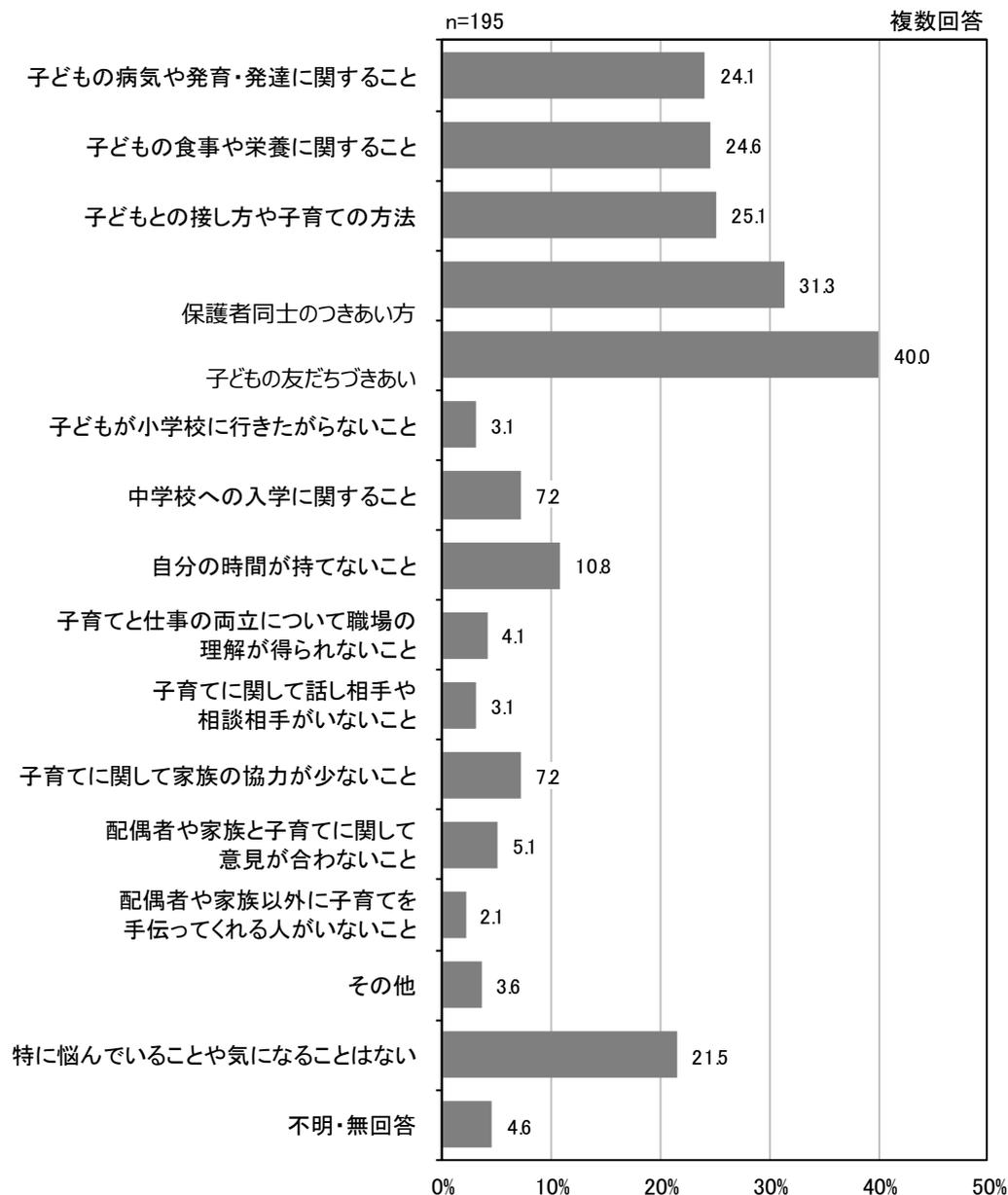
【子育てに関する悩みや気になること(未就学児)】



資料: 国見町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査(平成 31 年 3 月実施)

小学生では「子ども同士の友だちづきあいに関すること」が40.0%、「保護者同士の人づきあいに関すること」が31.3%、「子どもとの接し方や子育ての方法」が25.1%です。

【子育てに関する悩みや気になること(小学生)】

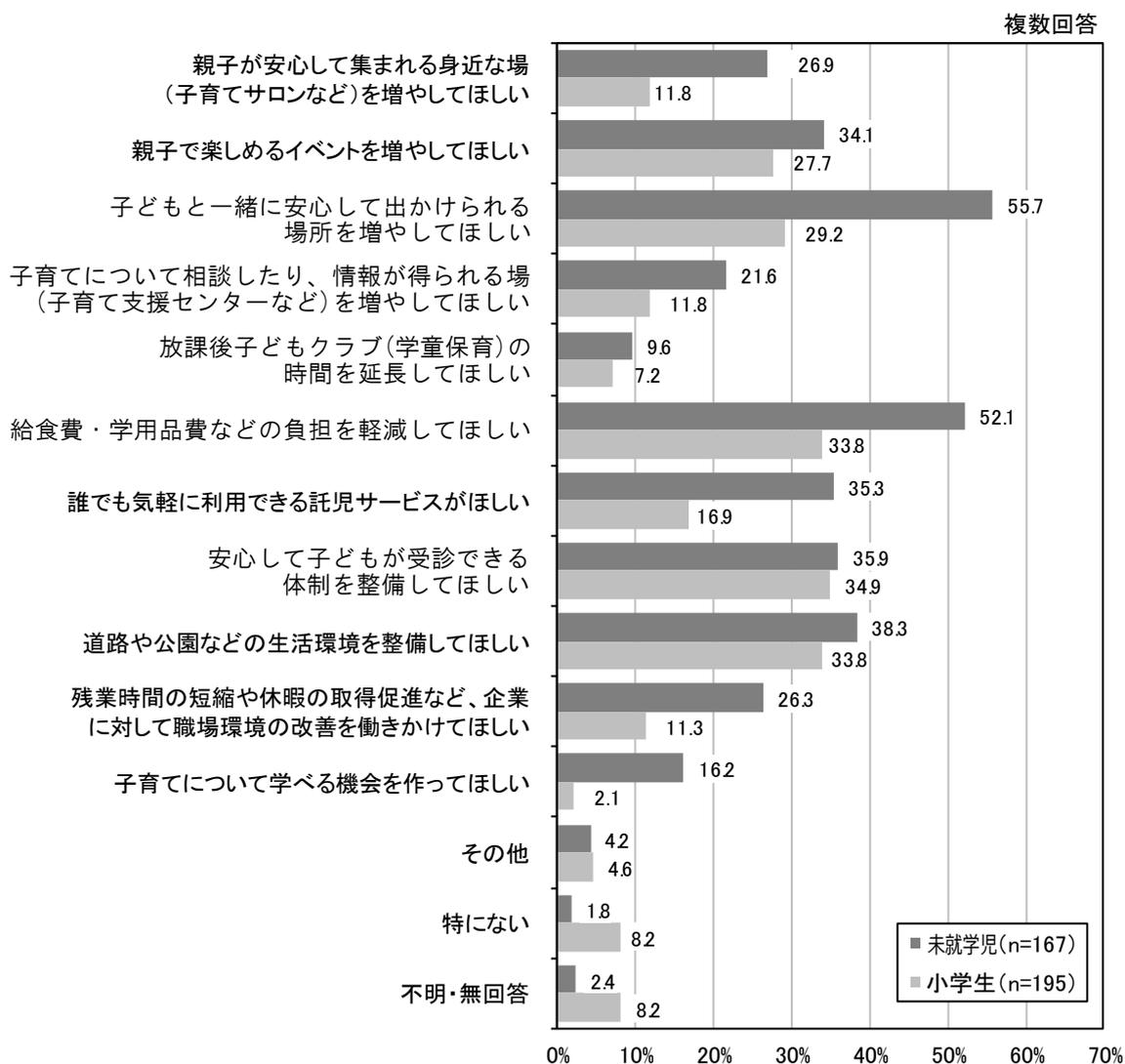


資料: 国見町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査(平成 31 年3月実施)

子育て支援に期待することは、未就学児では「子どもと一緒に安心して出かけられる場所を増やしてほしい」が55.7%、「保育所や幼稚園の負担を軽減してほしい」が52.1%、「道路や公園などの生活環境を整備してほしい」が38.3%の順になっています。

小学生では「安心して子どもが受診できる体制を整備してほしい」が34.9%、「給食費・学用品費などの負担を軽減してほしい」、「道路や公園などの生活環境を整備してほしい」がそれぞれ33.8%、「子どもと一緒に安心して出かけられる場所を増やしてほしい」が29.2%となっています。

### 【子育て支援に期待すること】



資料: 国見町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査(平成31年3月実施)

# 第 3 章 計画の基本理念と基本目標

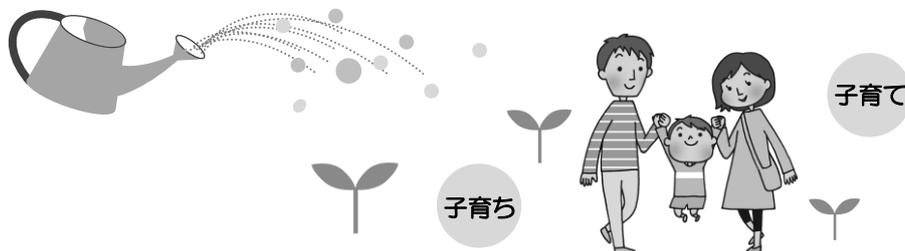
## 1 基本理念

国見町では、国見町子ども・子育て支援事業計画（第 1 期）において、「地域とともに子どもが健やかに育つ 子育てにやさしいまち 国見」を基本理念として、次代の親となる国見の子どもたちが、将来「ふるさとで子育てをしたい」と思えるよう、昔ながらの地域のつながりを基盤に子育てにやさしいまちづくりを推進してきました。

また、子ども・子育て関連 3 法の一つである『子ども・子育て支援法』は、「すべての子どもの健やかな成長」を実現させるための社会をつくるためには、行政と地域が一体となって子育て支援施策に取り組んでいくことが重要であるとされています。

私たちは、この町に暮らす子どもたちが心も体も健やかに育つこと、全ての保護者がそれぞれの環境に応じて、「安全・安心に子育てがしやすいまち」と感じられること、町全体で子どもと子育て中の親を優しく見守り、いつでも手を差し伸べることがあたり前のまちになることを目指して、下記のとおり基本理念を掲げます。

地域とともに子どもを健やかに育む  
子育てにやさしいまち 国見



## 2 基本目標

---

### (1) 地域での子育てを支援

子どもたちの幸せを第一に考えて、子育てをしているすべての人たちが安心してゆとりある子育てができるよう、地域でのさまざまな子育てを支援します。

### (2) 母親と子どもの健康を守る

母子保健は、生涯を通じて健康的な生活を送る第一歩であるとともに、次の世代の人々を健やかに生み育てるための基礎でもあります。安全で・安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠早期からの健康管理とサポートを充実します。

### (3) 子どもたちの心身を育くむ教育環境の整備

子どもたちが、心豊かに、人を思いやる優しさを持ち、基本的な生活習慣、人としてのモラル、自立心や自制心を身に付けるための教育を、家庭をはじめとする関係機関と一緒に推進します。

### (4) 子育て支援の環境整備と子どもたちの安全確保

子どもと保護者、家族が共に安全に安心して暮らせる環境を整備し充実します。また、子どもたちを事件・事故から守るために、学校、家庭、地域、関係機関が協力しあって安全・安心な生活環境を整備します。

### (5) 仕事と子育ての両立を支援

保護者の多様な働き方に柔軟に対応するための保育・子育て支援サービスの充実を推進します。

### (6) 支援を待っている子どもや家庭へのきめ細やかな対応

すべての子どもを尊重すること、子ども一人ひとりの権利と自由を保障すること、ひとり親とともに歩んでいくこと、障がいを持つ子どもたちの心の質の向上を考えること、児童虐待は断固許さないことなど、ありとあらゆることにきめ細やかにしっかりと対応します。

### 3 施策の体系

子ども・子育ての基本理念の実現に向け、基本目標ごとに施策を体系化し、総合的な推進を図ります。

子ども・子育ての基本理念	
地域とともに子どもを健やかに育む 子育てにやさしいまち 国見	
基本目標	基本施策の展開
1. 地域での子育てを支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域での子育て支援サービスの充実</li> <li>(2) 保育サービスの充実</li> <li>(3) 子育て支援ネットワークづくり</li> <li>(4) 子どもたちの健全育成の推進</li> </ul>
2. 母親と子どもの健康を守る	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 母親と子どもの健康の確保</li> <li>(2) 食育の推進</li> <li>(3) 思春期保健対策の充実</li> <li>(4) 小児医療の充実</li> <li>(5) 震災・原発事故後の健康支援の充実</li> </ul>
3. 子どもたちの心身を育む教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 家庭教育の充実</li> <li>(2) 次代の親の育成</li> <li>(3) 学校の教育環境の整備</li> <li>(4) 家庭や地域の教育力の向上</li> <li>(5) 子どもの健全育成の推進</li> </ul>
4. 子育て支援の環境整備と子どもたちの安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 良質な環境の確保</li> <li>(2) 安心して外出できる道路交通環境の整備と交通安全の確保</li> <li>(3) 子どもを事件・事故から守るための活動の推進</li> <li>(4) 被害に遭った子どもの保護とケア支援</li> </ul>
5. 仕事と子育ての両立を支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し</li> </ul>
6. 支援を待っている子どもや家庭へのきめ細やかな対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童虐待防止対策の充実</li> <li>(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進</li> <li>(3) 障がい児施策の充実</li> <li>(4) 経済的に困窮する家庭への支援</li> </ul>

# 第4章 基本施策の展開

## 1 地域での子育てを支援

### (1) 地域での子育て支援サービスの充実

子育て支援サービスの利用者の生活の実態や意向を把握し、適切なサービス提供につなげ、子育て世帯を支援します。

事業	事業内容と方向性	担当課
放課後児童健全育成事業	就労等により保護者が日中家庭にいない小学生を対象に、適切な生活の場を提供します。利用者のニーズを調査しながら、指導員の資質の向上、ボランティアの活用など活動内容を充実します。特に配慮を必要とする子は増加傾向にあるため、環境整備や指導員の確保と充実に努めます。	幼児教育課
放課後子ども総合プランの推進	総合的な放課後対策のため、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室の一体的事業を実施します。 実施場所の確保、スタッフ間の連携を推進します。	生涯学習課 幼児教育課
子育て支援センターの充実	地域における子育て親子の交流支援や、子育てサークル等の活動促進、ボランティアの育成等を図るため、子育て支援センターの機能の充実を図ります。また、センターは子育てに関する悩み等の相談窓口として、地域の子育て支援や情報の提供を進めていきます。	幼児教育課 藤田保育所
地域での民生児童委員活動の推進	民生児童委員による子育てに関する相談支援活動を進めます。	保健福祉課
地域におけるボランティアによる子育て支援	地域における子育て支援体制を構築し、その原動力として地域住民のボランティア活動を推進します。ボランティア活動について、地域の中で活動を定着するよう支援します。	保健福祉課
家庭教育事業の推進	子育てや家庭教育について新たな視点や気づきを得られるような場として、子育て応援講座と家庭教育講座の充実を図ります。	生涯学習課

## (2) 保育サービスの充実

関係機関等と連携し、積極的な情報提供や保育サービスの提供体制を確保するとともに、質の向上に努め、保育サービスの充実を図ります。

事業	事業内容と方向性	担当課
通常保育事業の充実	質の高い保育サービスを確保し、保育ニーズに対応したより良い保育環境を整備するため、事業の改善・充実を図ります。	藤田保育所
乳児保育事業の推進	産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応するために、生後9週目から児童の保育を実施するとともに、育児休業明けの年度途中入所にも必要に応じ対応します。	藤田保育所
障がい児保育事業の推進	必要に応じ、軽・中程度の集団保育が可能な障がい児の保育事業を行います。	藤田保育所
一時預かり事業の推進	保護者の就労、疾病や冠婚葬祭、その他の理由により、児童の保育が困難になった場合、一時的に預かり、保育します。	藤田保育所
延長保育事業の推進	通常保育時間外の保育ニーズへ対応するため、開所前30分、閉所後1時間の延長保育を実施します。	藤田保育所
幼稚園預かり保育事業	両親の就労や家庭の事情等により、家庭での保育が困難な園児について預かり保育を行います。	幼児教育課 くにみ幼稚園
家庭児童相談の充実	家庭での子育てに関する育児相談に応じます。	藤田保育所 くにみ幼稚園
保育参観、個別懇談等の実施	保育所・幼稚園における保育（教育）への理解を深め、また、集団生活の場における子どもの姿を知る機会とするために保育参観を実施します。また、適切な子育て支援を行うことができるよう、保護者との共通理解を図る場として個別懇談・学級懇談を実施し、必要に応じて家庭訪問を行います。	藤田保育所 くにみ幼稚園
教育・保育の一体的提供の促進	国による認定こども園普及促進の方針に基づき、認定こども園への移行を検討します。	幼児教育課
幼児ことばの教室事業	くにみ幼稚園に「国見町幼児ことばの教室」を設置し、未就学児を対象に、ことばの改善や発達を促します。	幼児教育課 くにみ幼稚園

事業	事業内容と方向性	担当課
幼稚園教諭、保育士の合同研修	乳・幼児期からの保育・教育の充実を図るため、幼・保合同の保育研究や施設間交流の活性化を図り、職員の資質向上、連携強化を推進します。	藤田保育所 くにみ幼稚園
待機児童の対策	保育ニーズの高まりに応じ、待機児童を出さないための保育提供体制を確保します。	幼児教育課
就学援助費の支給	経済的な理由で小・中学校への就学が困難な家庭に対し、学用品費や給食費などを援助します。	学校教育課
幼稚園通園費助成	幼稚園児と保護者が通園のために国見まちなかタクシーを利用する場合、運賃の一部を助成します。	幼児教育課

### (3) 子育て支援ネットワークづくり

子育て中の家庭に対し、きめ細やかなサービスの提供ができるよう、子育て支援に関する情報提供のほか、組織の強化を図り、地域における子育て支援のネットワークを構築します。

事業	事業内容と方向性	担当課
子育て世代包括支援センター「ももさぼ」	妊娠期から子育て期にわたる長期で広範囲に「母子保健」と「子育て支援」を一体的に提供できる体制を整えました。	保健福祉課 幼児教育課
校庭開放等学校施設の活用	放課後子どもクラブやスポーツ少年団活動の充実を図るため、休日における安全な遊び場づくりに向けた校庭等の活用を行っています。	学校教育課 小中学校
保育所と地域との交流推進	イキイキ子育てクラブの活動により、入所児童と地域児童との交流を推進します。また、隣接するデイサービスセンターを利用する高齢者との交流を推進します。	藤田保育所
子育て支援のための情報提供	町の子育て支援の情報を取りまとめたガイドブック等を作成し、子育て世帯に情報を提供するとともに、町ホームページによる子育て支援に関する横断的な情報提供を行います。	幼児教育課
こども木育広場つながる～む運営事業	道の駅国見あつかしの郷に併設した「こども木育広場 つながる～む」は、育児相談や子育てサークル活動、一時預かりなどを行っています。	幼児教育課
子育て支援に関する組織の強化	町内のすべての子育て支援・子育て活動が、町民に周知され、効果的に活用されるための組織づくりを進めるとともに役割分担を明確にし、これまで以上に利用しやすい子育て支援を推進します。	幼児教育課

#### (4) 子どもたちの健全育成の推進

児童の健全な育成に向け、子育てに関する活動を行う事業者、地域ボランティアなど、地域全体で連携し、国見町観月台文化センターを核として、子どもが安心して遊び、過ごせる居場所づくりを推進します。

事業	事業内容と方向性	担当課
社会参加活動の推進	青少年は地域社会が育むという視点に立って、地域の実情に即した世代間交流や多様な社会参加の活動を推進します。	生涯学習課
公民館事業による様々な体験活動の充実	自然体験活動や交流・協力活動など多様な地域活動の機会を青少年に提供します。	生涯学習課
青少年教育事業の充実	<p>学年の違う子どもたちが共にさまざまな体験活動を通じて、豊かな感性と思いやりの心を育むため「国見ジュニア応援団」、「少年仲間づくり教室」、「国見っ子わんぱく広場」「国見プロジェクト学習」、「国見ホイスコーレ事業」等の青少年向け事業を開催していきます。学校や家庭ではできない魅力ある活動を体験できるようにプログラムを工夫して実施します。</p> <p>また、観月台文化センター内に自習室等を設け、安全・安心に学習できる環境を提供します。</p>	企画情報課 学校教育課 生涯学習課
図書活動の推進	「国見町子ども読書活動推進計画」を推進し、「ブックスタート」や「子ども移動図書館」事業の充実、読み聞かせや家読を小中学校と連携して取り組みます。また「子ども司書」を育成し、町・学校・家庭が連携して読書の推進に取り組みます。	生涯学習課
放課後子ども教室推進事業の充実	<p>放課後子ども教室「国見っ子わんぱく広場」を開設します。コーディネーターを中心に子どもたちにさまざまな体験活動や地域住民との交流活動等を行います。</p> <p>また、放課後子どもクラブとも連携して、内容の充実を図ります。</p>	学校教育課 生涯学習課 幼児教育課

事業	事業内容と方向性	担当課
本物の文化芸術に触れる機会の充実	<p>観月台文化センターホールにあるベーゼンドルファーインペリアルを活かした事業をはじめ、良質な文化芸術に触れる機会を提供します。</p> <p>福島県文化センターの支援による「キッズシアター」、福島市音楽堂と連携したフルオーケストラやパイプオルガンの演奏会、アウトリーチや社会的包摂事業、大学等との連携事業を継続して実施することで、多くの子どもたちが本物の文化芸術に触れる機会を確保します。</p> <p>また、地域の伝統文化に親しむために、文化団体の協力を得ながら、和楽器や内谷太々神楽などの伝統芸能や生活文化、食文化の体験教室を充実させます。</p>	生涯学習課
スポーツ少年団活動の支援	<p>スポーツ少年団本部が中心となり、さまざまなスポーツ活動を通し、心身ともに健康な体力づくりを目的とした単位団相互の交流を行います。少子化で団員数が減少傾向にある中で、スポーツ活動や団運営が適切に行われるよう支援します。</p> <p>また、昨今問題視される指導者のハラスメントについては、スポーツ少年団指導者等へ定期に対策研修を講じるなど、未然の防止に努めます。</p>	生涯学習課
児童の文化・スポーツ大会への参加奨励	<p>青少年健全育成町民会議により、文化活動やスポーツ大会で県や東北、全国大会に出場する青少年に対して奨励金を交付し、激励するとともに、その活躍をたたえます。</p>	生涯学習課

## 2 母親と子どもの健康を守る

### (1) 母親と子どもの健康の確保

妊娠期から出産期、新生児から乳幼児期を通して、親子の健康が確保されるよう、健康診査や訪問指導など、各種事業の充実を図ります。

事業	事業内容と方向性	担当課
子ども医療費の支給	18歳以下の子どもを対象とした医療費支給を継続します。	保健福祉課
母子健康手帳の交付	妊娠・出産・育児まで、一貫した母子の健康状態を記録するために手帳を交付し、安全な出産と母子の健康確保に努めます。	保健福祉課
妊婦一般健康診査の実施	健やかな出産と母子の健康確保につなげるため、妊産婦の健康診査を推進します。妊婦健康診査16回（子宮がん検診含む）、必要時精密検査1回、産後1か月健診を公費で負担します。	保健福祉課
乳児健康診査の実施	3か月児、9か月児の健康診査を行い、乳児の健康確保と育児支援に努めます。	保健福祉課
1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査の実施	身体測定、医師の診察、視聴覚検査、保健指導などを行い、幼児の健康確保と異常の早期発見、育児支援に努めます。	保健福祉課
乳幼児歯科保健指導の実施	9か月児、1歳6か月児、3歳6か月児の検診で実施している、歯科衛生士による歯科保健指導・相談を継続します。 また、保育所や幼稚園と連携して、未就学児の保健指導を充実します。	保健福祉課
妊娠乳幼児相談（ニコニコ相談会）の実施	妊婦、乳幼児と保護者を対象に、子育てや栄養・健康確保の相談会を行います。	保健福祉課
母子健康相談の推進	保健師、栄養士による面接や電話相談でケアプランを作成し、妊産婦の悩みや不安の解消、乳幼児の健康確保や育児不安の解消に努めます。	保健福祉課
こんにちはママさん事業（妊婦訪問指導事業）	保健師が妊婦の家庭を訪問し、健やかな出産や育児への支援をします。	保健福祉課

事業	事業内容と方向性	担当課
こんにちは赤ちゃん事業（生後4か月までの全戸訪問事業）	育児不安解消のため、乳児を持つ全世帯を保健師が訪問し、育児をサポートします。	保健福祉課
乳幼児訪問指導の推進	育児や保健指導が必要と思われる乳幼児と保護者を対象に、訪問指導を行います。	保健福祉課
産後ケア事業	出産後の不安を解消するため、助産所での授乳や育児相談が受けられるよう、費用の一部を助成します。	保健福祉課
新生児聴覚検査の実施	聴覚障がいを早期に発見するために実施する新生児の聴覚検査費用の一部を助成します。	保健福祉課
予防接種の実施	「予防接種法」に基づく予防接種を行い、乳幼児の健康確保に努めます。	保健福祉課

## （２）食育の推進

乳幼児期から正しい食生活を定着させ、食を通して、心身ともに健全な育成が図れるよう、食育の取り組みを推進します。

事業	事業内容と方向性	担当課
健康教育の推進	児童生徒の食に起因する健康課題を把握し、栄養教諭を中心として、学校給食等を効果的に活用しながら、教育活動全体を通して計画的・組織的に「食育」を推進します。家庭や地域、関係機関との連携に努めます。	学校教育課 小中学校
離乳食、幼児食指導の推進	健診や相談会を通して乳幼児の保護者に、離乳食や幼児食について指導します。妊娠乳幼児相談時の内容を充実させ、個別対応で対処します。	保健福祉課
子ども料理教室の開催	家庭教育事業として「親子クッキング教室」を開催し、親子で食育について学習します。その他さまざまな機会をとらえ料理教室や食育学習を推進します。	保健福祉課 生涯学習課
食生活改善推進員活動の推進	各種料理実習、食事指導、相談時に、食生活改善推進員が協力や自主活動を行い、食育推進の一翼を担っています。	保健福祉課
食育活動	幼稚園児、小・中学生を対象に、食に関するさまざまな体験を通して、食への興味を持たせる活動を継続します。	保健福祉課 学校教育課

### (3) 思春期保健対策の充実

思春期の心の問題に関する取り組みや性に関する正しい知識を普及するなど、思春期保健対策の充実を図ります。

事業	事業内容と方向性	担当課
悩みを抱える児童生徒への支援	児童生徒の実態を的確に把握し、不登校傾向、いじめ問題や児童虐待などの未然防止、早期発見、早期対応に努め、組織で連携して積極的な支援を行い、早期解決を図ります。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを効果的に活用します。	保健福祉課 学校教育課 小中学校
健全母性育成事業（健康教育）の推進	性や性感染症等に関する正しい知識の普及を進め、児童生徒の健全育成を図ります。	学校教育課 小中学校
思春期ふれあい体験の実施	中学生の希望者を対象に、町の乳児健診に参加させ、乳児とふれあったり、子育てをしている母親と交流する機会を設け、自分の性や生命、子育ての大切さを実感する活動を行います。	保健福祉課
学校保健、地域保健担当者連絡会の開催	学校保健や地域保健の情報の共有化を図る会議を開催し、学校や地域が連携し、思春期保健対策に取り組める体制づくりを推進します。	保健福祉課 学校教育課 小中学校

### (4) 小児医療の充実

公立藤田総合病院をはじめ、県や近隣市町村や関係機関との連携を強化し、小児医療の充実を図ります。

事業	事業内容と方向性	担当課
小児救急の啓発	各種検診、教室時には発育段階に合わせた事故防止の啓発を行います。	保健福祉課
公立藤田総合病院との連携強化	地域医療の中心機関として各種事業推進時の協力や指導を受ける等、公立藤田総合病院との連携を強化します。	保健福祉課

## (5) 震災・原発事故後の健康支援の充実

東日本大震災と福島原発事故により被災した子どもの健康管理や不安解消のための相談事業の充実を図ります。

事業	事業内容と方向性	担当課
内部・外部被ばく検査	<p>原発事故後の放射線対策として、中学生以下の子どもへのホールボディカウンタによる内部被ばく検査、ガラスバッチによる外部被ばく検査を継続します。</p> <p>なお、検査の実施については、国及び県の動向を注視し、必要な場合には、要望活動を行います。</p>	保健福祉課

### 3 子どもたちの心身を育む教育環境の整備

#### (1) 家庭教育の充実

家庭教育は、全ての教育の出発点です。家庭での生活を通して、子どもが社会で生きるために必要なことを親子でともに学ぶための支援を行います。

事業	事業内容と方向性	担当課
保護者の学習機会の充実	しつけや虐待、いじめ、SNSなど家庭が直面する様々な課題について、地域・学校・PTA等と連携し、学習する機会を充実していきます。	学校教育課 幼児教育課
家庭教育事業の推進（再掲）	子育てや家庭教育について新たな視点や気づきを得られるような場として、子育て応援講座と家庭教育講座の充実を図ります。	生涯学習課

#### (2) 次代の親の育成

小学校や中学校での生活を通して、子どもたちが次代の親としての意識を高めることができるよう、生徒指導や職業体験等の充実を図ります。

事業	事業内容と方向性	担当課
豊かな人間性・社会性の育成	児童生徒の実態から、自校の課題について全教職員が共通認識を持ち、目指す児童生徒像や指導理念、実践事項を明らかにして、豊かな人間性・社会性を育みます。学校・家庭・地域の連携、小中学校の連携を強化し、発達段階に応じた一貫指導ができるようにします。	学校教育課 小中学校
キャリア教育の充実	職場体験を通して、地域・社会の一員としての自覚を持たせるとともに、将来の生き方や進路について希望を持って考える契機とします。また、学校・家庭・地域社会や関係機関等との連携を一層強化します。	学校教育課 小中学校

#### (3) 学校の教育環境の整備

子どもたちが確かな学力を身に付け、心身ともに健全な育成を図れるよう、学習環境をはじめ、学校教育環境等の整備を推進します。

事業	事業内容と方向性	担当課
知識を活用する力の育成	思考力・判断力・表現力を育成するため、言語活動の充実を図りながら、問題解決的な学習を中軸とした授業の充実に努めます。小中学校の連携を強化し、目指す児童生徒の姿と具現のための手立てを共有します。	学校教育課 小中学校

事業	事業内容と方向性	担当課
基礎的・基本的事項の確実な習得	基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着のため、振り返りや適用・習熟の時間の充実を図ります。小中学校の連携に基づく家庭学習の一層の習慣化を図ります。	学校教育課 小中学校
個に応じた多様な指導方法の充実	少人数教育を活かし、習熟度別学習やチーム・ティーチング（T・T）などを積極的に取り入れ、個に応じたきめ細かな指導に努めます。 また、受験対策講座、長期休業中学習支援など、必要に応じた学習支援の充実を図ります。	学校教育課 生涯学習課 小中学校
放課後学習支援	学習室の開放を行い、小学生から高校生まで放課後の学習支援を行っています。	学校教育課 生涯学習課 小中学校
特別支援教育の充実	幼児・児童・生徒の特性を的確に把握し、指導のねらいや支援方法を明確にした「個別の指導計画」に基づき、具体的な指導や保育・授業を行います。家庭や医療、保健、福祉等の関係機関との連携を図るとともに、幼小中の一貫した指導を行います。	学校教育課 幼児教育課 くにみ幼稚園 小中学校
個性に応じた進路指導の充実	生徒の個性を活かした進路指導を実現するため、進路情報の収集による有効な指導方法の確立と進路相談の充実を図ります。	学校教育課 小中学校
英語教育・国際理解教育の充実	外国人との実践的コミュニケーション能力を高めるため、外国青年招致事業による英語教育、国際理解教育の充実を図り、幼児・児童・生徒の異文化への理解を深め、多面的な価値観を尊重する態度を育成します。	学校教育課 幼児教育課 くにみ幼稚園 小中学校
情報教育の充実	情報を正しく理解する能力や情報モラル等の情報社会に参画する基本的態度の育成を図り、情報発信ネットワークを含むコンピュータの基本知識の習得を目指す教育を充実させていきます。	学校教育課 小中学校
福祉教育の推進	児童生徒が福祉ボランティア活動を体験できる機会づくりに努め、福祉教育の円滑な推進のために、福祉関係者と教育関係者との交流・連携を深め福祉教育を進めます。	学校教育課 小中学校
情報教育設備の充実	児童生徒の情報教育の充実を図るため、小中学校にそれぞれインターネットに接続できる情報端末の整備を進めます。また、校内LAN（有線・無線）の構築など学校内における情報教育設備の充実を図ります。	学校教育課 小中学校

事業	事業内容と方向性	担当課
道徳教育の充実	震災の経験を踏まえ、地域や学校の実態、児童生徒の発達段階や特性を考慮しながら、生命尊重や家族愛、郷土愛などを考える道徳教育を推進します。道徳教育の「要」として、道徳の時間において指導の充実を図ります。	学校教育課 小中学校
地域交流事業の実施	地域の人材や素材を授業内容に取り入れ、地域との交流を活発に行います。また、職場見学や農作業の体験等を通して働くことの大切さや喜びの習得を図ります。	学校教育課 生涯学習課 小中学校
体育事業の充実	課題に応じて指導内容等を見直し、より効果的な指導の改善に努めます。	学校教育課 小中学校
運動部活動の支援	国見町型の総合地域スポーツクラブの中心となるような運動部活動を充実させます。	学校教育課 小中学校
文化部活動の支援	積極的に支援し、文化部活動の活性化に努めます。	学校教育課 生涯学習課 小中学校
健康教育（保健）の実施	関係機関・団体との連携などによる指導の充実を図ります。	学校教育課 小中学校
保幼小中連携の促進	保育所、幼稚園、小学校、中学校の時期における一貫教育の推進を人づくりの中心と位置づけ、子どもの学びの連続性・系統性を保持するために、施設間のカリキュラムの連携のほか、観月台文化センターの活用などにより子ども同士の交流を推進します。	学校教育課 幼児教育課 生涯学習課 藤田保育所 くにみ幼稚園 小中学校
コミュニティ・スクールの推進	学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育活動を支援する体制づくりを推進します。また、地域学校協働本部事業の充実を図り、地域人材を積極的に活用しながら開かれた学校づくりを推進することで、コミュニティ・スクールの運営および取り組みの充実を図ります。	学校教育課 幼児教育課 生涯学習課 くにみ幼稚園 小中学校
プロジェクト学習	中学生を対象とした国見プロジェクト学習では、「新しい学びを通して、次世代を楽しく」をコンセプトに掲げ、「学ぶ楽しさを体感し、探求心を育む」ことを目的とした学びの場を提供します。	企画情報課 学校教育課 中学校

#### (4) 家庭や地域の教育力の向上

学校や家庭、地域が連携し、地域における活動等を通して、地域全体での教育力の総合的な向上に努めます。

事業	事業内容と方向性	担当課
福祉ボランティアの組織化と育成強化	住民の福祉ボランティアへの参加を奨励するとともに、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターと連携しながら組織、体制づくり、育成強化を行います。	保健福祉課
福祉の人づくりのための教育啓発活動	福祉について学ぶ機会を拡大するため、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターを中心に、サマーボランティアなど福祉施設でのボランティア体験、福祉講座の開設等による啓発活動の推進を図ります。また、子どもから高齢者まで各世代間の交流を推進し、福祉の心を養っていく取り組みを進めます。	保健福祉課
地域づくりの担い手の育成・確保	家庭や地域の教育力向上の担い手として、社会教育関係団体の役割は重要です。引き続き支援・連携強化に努め、地域づくりの担い手を育成・確保します。	生涯学習課
子育てに関する学習機会の充実	保護者が子育てについて学習し、親子で活動する「子育て応援講座」を開催します。また、地域・学校・PTA等と連携し、「家庭教育講座」を開催していきます。	生涯学習課
家読（うちどく）の推進	毎月4 <sup>よ</sup> ～6 <sup>む</sup> の付く日は、家読の日と設定し、家庭での読書活動を推進します。	学校教育課 生涯学習課 藤田保育所 くにみ幼稚園 小中学校

## (5) 子どもの健全育成の推進

子どもの健全育成推進のため、関係機関や団体、PTA、ボランティア等と連携し、情報提供や街頭補導の活動等の取り組みを推進します。

事業	事業内容と方向性	担当課
浄化活動の推進	青少年の健全育成を阻害する社会環境から青少年を守るため、店舗において有害図書等の取り扱いを確認し、地域の理解を得ながら浄化活動を推進します。	学校教育課 生涯学習課
いじめ防止の推進	いじめの早期発見と適切に対応するための方策を協議するため、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題専門委員会、いじめ問題調査委員会を設置し、いじめ防止に努めます。	総務課 学校教育課
青少年相談事業の充実	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用を図りながら、関係機関との連携を強化し、青少年期における悩みの相談事業を充実させ、児童の健全育成を図ります。	学校教育課 小中学校
健全育成に関する啓発	行政・地域・学校・警察・保護者で構成する青少年健全育成町民会議では、町民大会や顕彰を実施して、青少年の健全育成の啓発に努めます。	学校教育課 生涯学習課
街頭補導活動の推進	町のイベントや祭礼時に、小中学校PTAやボランティアが街頭補導を行っています。日頃から地域の青少年を見守り、問題行動の早期発見と未然防止に努めます。	学校教育課 生涯学習課

## 4 子育て支援の環境整備と子どもたちの安全確保

### (1) 良質な環境の確保

地域の実情等を踏まえ、子育て支援に向けた良好な環境の確保のため、子どもの遊び場等の充実に努めます。

事業	事業内容と方向性	担当課
施設整備と遊具等の管理	多様な保育ニーズに対応するためには、ソフト面の充実だけでなく、施設面での整備も重要となります。そのため、子育ての拠点の確保や、町内各所の児童遊び場を点検し、外遊びにおける安全の確保を図ります。	幼児教育課
屋内遊び場運営事業	屋内でのびのびと体を動かし、安全安心に遊ぶことができる環境を確保するため、設置した屋内遊び場「くにみもたん広場」を運営します。	幼児教育課
木育広場の運営	道の駅国見あつかしの郷に併設した「こども木育広場 つながる〜む」は、子どもを町内産の木のおもちゃで遊ばせながら、子育て親子の交流や育児相談、子育てサークル活動、一時預かりなどを行っています。	幼児教育課
子どもフリースペースの確保	観月台文化センターロビー等に子どものためのフリースペースを設け、気軽に読書や学習ができる場を確保します。	生涯学習課

### (2) 安心して外出できる交通環境の整備と交通安全の確保

子どもからお年寄りまで、町民が安心して外出することができる環境の整備を進めるとともに、事故のないまちづくりに向けた活動を強化します。

事業	事業内容と方向性	担当課
交通安全教育の推進	<p>幼児から高齢者までの生涯にわたる交通安全教育を推進するため、未就学児と保護者を対象とした交通安全教育事業を行ったり、幼児から中学生までを対象とした歩行マナー、自転車の安全な乗り方などを指導する支援を進めます。</p> <p>また、交通安全標語コンクールや交通安全暑中見舞はがきの送付事業を展開します。</p>	環境防災課 藤田保育所 くにみ幼稚園 小中学校
チャイルドシートの普及活動の推進	チャイルドシートの貸出事業と併せ、チャイルドシートの正しい使用法を周知するとともに、チャイルドシートの普及・啓発に努めます。	環境防災課

### (3) 子どもを事件・事故から守るための活動の推進

防犯施設の整備をはじめ、事故・犯罪の防止に配慮した環境づくりに取り組むとともに、町民への意識啓発を行い、誰もが安心して生活できるまちづくりを推進します。

事業	事業内容と方向性	担当課
組織体制の強化	警察等関係機関と連携を図り、防犯協会等関係機関団体の育成強化を図るとともに、青少年健全育成町民会議、PTA、ボランティア等を通じた各種機関団体と家庭の連携を強化します。また、事件・事故の被害者やその家族を守るため、関係機関と連携し、早期救済に努めます。	環境防災課 学校教育課 生涯学習課
事故防止等啓発事業の推進	乳幼児相談時において事故防止情報の提供を行うなど、家庭での事故防止のための啓発事業を推進します。	幼児教育課 藤田保育所 くのみ幼稚園
家庭における防犯教育の促進	保護者へ文書等により防犯啓発を行い、家庭における安全教育に努めます。	環境防災課

### (4) 被害に遭った子どもの保護とケア支援

被害に遭った子どもたちの心理的・身体的な苦痛を和らげるため、相談体制の充実に努めます。

事業	事業内容と方向性	担当課
相談体制の整備の検討	関係機関と連携してきめ細やかな相談体制を整備し、被害に遭った子どもの保護とケアに努めます。	保健福祉課 学校教育課 幼児教育課

## 5 仕事と子育ての両立を支援

### (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

男女ともに、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るほか、労働環境の改善に取り組みます。

事業	事業内容と方向性	担当課
育児相談・介護相談の実施	働きながら育児や介護を行っている家庭を対象に、育児や介護に関する相談事業を行います。	保健福祉課 幼児教育課 藤田保育所 くにみ幼稚園
仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供の推進	仕事と子育ての両立を支援するためのさまざまな情報を提供します。	総務課 まちづくり交流課 幼児教育課

## 6 支援を待っている子どもや家庭へのきめ細やかな取り組みの推進

### (1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の早期発見や予防、また、虐待を受けた児童に対する支援に向け、関係機関と連携し、相談体制や支援の充実に努めます。

事業	事業内容と方向性	担当課
虐待に関する相談・支援・防止	関係機関の支援を受けながら、児童虐待に関する相談と支援、防止に取り組みます。	
虐待の早期発見と予防の推進	関係機関と連携し、健康相談、健康診査、訪問指導等のあらゆる機会において児童虐待の早期発見と予防に努めます。	保健福祉課 学校教育課 幼児教育課
要保護児童対策地域協議会の定期開催	要保護児童対策地域協議会を定期的で開催し、関係機関との連携による児童虐待の実態把握と必要な支援を行います。	藤田保育所 くにみ幼稚園 小中学校
主任児童委員、民生児童委員との連携	児童虐待の早期発見、早期対応を実現するため、主任児童委員や民生児童委員と日頃から連携を図り、児童虐待防止に取り組みます。	

### (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等を対象とした、精神的・経済的な総合支援を行います。

事業	事業内容と方向性	担当課
ひとり親等家庭医療費の助成	ひとり親家庭の親子を対象とした医療費の助成を行います。	保健福祉課
児童扶養手当の支給	児童扶養手当を支給し、経済的支援を図ります。	保健福祉課
ひとり親家庭等の親への自立・就業支援	ひとり親家庭の自立と就業を目的に相談事業を展開します。	保健福祉課
女性相談の充実	女性が抱える悩みや不安を解消するため、関係機関と連携して、相談・助言・援助事業を充実します。	保健福祉課

事業	事業内容と方向性	担当課
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	福祉資金の貸付を希望する世帯の相談に応じるとともに、ひとり親家庭又は寡婦の経済的自立と生活意欲向上、その世帯の児童の福祉向上を支援します。	保健福祉課
社会的包摂事業の充実	国見町観月台文化センターの良質な文化芸術事業に無料招待することで、文化芸術の素晴らしさに触れる、心豊かな時間を提供します。	生涯学習課

### (3) 障がい児施策の充実

「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がい児の健全な発達と、家族を見守る環境づくりを社会全体で推進するとともに、適切なサービスの提供や相談体制の整備を図ります。

事業	事業内容と方向性	担当課
相談・サービス供給体制の整備	保健・医療・福祉が一体化した総合的な福祉相談を推進するとともに、障がい児が利用する福祉施設との連携などにより、総合的かつ迅速な相談とサービス供給体制の充実に努めます。各種制度とサービスの情報提供に努めます。	保健福祉課
特別児童扶養手当・障害児福祉手当の支給	特別児童扶養手当、障害児福祉手当を支給し、経済的、心理的支援を図ります。	
重度心身障がい者医療費の支給	重度心身障害者医療費の助成を行います。(※子ども医療費助成制度が優先)	

### (4) 経済的に困窮する家庭への支援

子どもの貧困は、社会のあらゆる面で不利な状況に置かれ、その後の人生に大きな影響を与えます。子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、必要な環境の提供と教育の機会均等を図ります。

事業	事業内容と方向性	担当課
児童扶養手当の支給(再掲)	児童扶養手当を支給し、経済的支援を図ります。	保健福祉課
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付(再掲)	福祉資金の貸付を希望する世帯の相談に応じるとともに、ひとり親家庭又は寡婦の経済的自立と生活意欲向上、その世帯の児童の福祉向上を支援します。	保健福祉課

事業	事業内容と方向性	担当課
就学援助費の支給（再掲）	経済的な理由で小・中学校への就学が困難な家庭に対し、学用品費や給食費などを援助します。	学校教育課
奨学資金の貸付	経済的な理由で高等学校以上への進学や就学が困難な生徒・学生に対し、奨学資金（就学資金・入学支度資金）を貸与します。	学校教育課
社会的包摂事業の充実（再掲）	国見町観月台文化センターの良質な文化芸術事業に無料招待することで、文化芸術の素晴らしさに触れる、心豊かな時間を提供します。	生涯学習課

# 第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する教育・保育提供区域を定め、この区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

国見町では、保育所・幼稚園・小学校・中学校がそれぞれ町内1施設で町内全地区の児童生徒を対象としているため、全事業の教育・保育提供区域を実態に合わせ1区域（全町）とします。

## 2 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度による事業は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」、「幼児教育・保育の無償化」の3つに分かれます。これらのうち、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の需要量の見込みやその確保の方策については、次のように定められています。

### ■「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」

1. 子ども・子育て支援給付	2. 地域子ども・子育て支援事業
<b>施設型給付</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 認定こども園</li><li>● 幼稚園</li><li>● 保育所</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 利用者支援事業</li><li>② 地域子育て支援拠点事業</li><li>③ 妊婦健康診査</li><li>④ 乳児家庭全戸訪問事業</li><li>⑤ 養育支援訪問事業</li><li>⑥ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）</li><li>⑦ ファミリー・サポート・センター事業</li><li>⑧ 延長保育事業</li><li>⑨ 一時預かり事業</li><li>⑩ 病児・病後児保育事業</li><li>⑪ 放課後児童健全育成事業</li><li>⑫ 実費徴収に係る補給給付を行う事業</li><li>⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</li><li>⑭ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</li></ul>
<b>地域型保育給付</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 小規模保育 （定員は6人以上19人以下）</li><li>● 家庭的保育 （保育者の居宅等において保育を行う。 定員は5人以下）</li><li>● 事業所内保育 （事業所内の施設等において保育を行う）</li><li>● 居宅訪問型保育 （子どもの居宅等において保育を行う）</li></ul>	

### ■認定区分と提供施設

	認定区分	提供施設
1号	3-5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3-5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0-2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育

### 3 子ども・子育て支援給付

#### (1) 幼稚園

##### 概要

幼稚園は、学校教育法にもとづく教育機関（学校）で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。また、園終了後、保護者が就労等で保育ができない場合、預かり保育を利用することができます。

平成25年4月、藤田幼稚園と森江野幼稚園が統合され、くにみ幼稚園の1施設となりました。早期教育の重要性から、3年保育による幼児教育を実施しており、町内のほぼすべての3～5歳児が就園しています。また、保育ニーズに対応するため、園終了後の預かり保育事業を行っています。

■年度別見込み量と確保提供総数

単位:実人数

	現状	推計				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 利用者推計総数(量の見込み)	134	134	124	110	105	111
1号認定	33	50	46	41	39	41
2号認定(幼児教育の希望が強い)	101	84	78	69	66	70
② 確保提供総数	200	200	200	200	200	200
特定教育・保育施設	200	200	200	200	200	200
その他	0	0	0	0	0	0
差異(②-①)	66	66	76	90	95	89

※令和元年  
12月時点

##### 確保策

保育ニーズに対し、定員は確保されています。今後、早期の幼児教育の実施のため、引き続き3～5歳児の就園を推進します。また、国が推進する「認定こども園の普及促進」の方針を踏まえ、「認定こども園」への移行検討に着手します。



## (2) 保育所

### 概要

保護者の就労や病気等で、家庭で子どもを保育することが困難な場合に、保護者の代わりに保育する児童福祉施設です。

現在、藤田保育所の1施設です。3歳以上の児童は幼稚園への就園を奨励しているため、3～5歳児の藤田保育所入所はありません。現在、0～2歳の定員は確保されており、待機児童はいません。

### ■年度別見込み量と確保提供総数

単位:実人数

	現状	推計				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 利用者推計総数(量の見込み)	60	54	57	54	54	52
2号認定	0	4	4	3	3	3
3号認定(1、2歳)	41	27	31	30	30	30
3号認定(0歳)	19	23	22	21	21	19
② 確保提供総数	72	72	72	72	72	72
特定教育・保育施設 2号認定	0	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設 3号認定(1、2歳)	58	58	58	58	58	58
特定教育・保育施設 3号認定(0歳)	14	14	14	14	14	14
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
差異 (②-①)	12	18	15	18	18	16

※令和元年  
12月時点

### 確保策

今後も、引き続き早期の幼児教育、保育の充実、待機児童を発生させないなど、保育ニーズに対応していくため、保育士の確保と保育の質の向上に努めます。なお、0歳児の途中入所に対応するための保育士の確保に努めます。



### (3) 認定こども園

#### 概要

幼稚園と保育所の機能を併せもつ、地域における子育て支援機能を備えた施設で、町には設置されていません。

幼稚園の預かり保育需要の状況や出生数の動向を考慮しながら、認定こども園への移行検討に着手します。

### (4) 地域型保育給付

#### 概要

原則0～2歳を対象に、主に待機児童の解消を図るため、市町村による認可事業として実施する保育事業です。多様な施設や事業の中から、利用者が選択できる仕組みとなっています。

- 小規模保育事業：市町村の認可をうけた定員6～19名の保育施設
- 家庭的保育事業：保育者の家庭などで子どもを預かるサービス
- 事業所内保育事業：企業等が従業員のために運営し、地域の子どもの受け入れも行う保育施設
- 居宅訪問型保育事業：ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育するサービス

町に認可申請が提出された事業はありません。引き続き需要の状況や実態把握に努め、実施申請の状況に応じ判断します。

## 4 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 利用者支援事業

#### 概要

子どもや保護者の身近な場所で、相談員が教育・保育施設や地域の子育て支援事業の情報提供、相談、助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

国見町では、令和元年10月に子育て世代包括支援センター「ももさぼ」を開設し、保健師等が専門的な見地から相談支援を行い、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を行います。

■年度別見込み量と確保提供総数

単位：箇所

	現状	推計				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 推計総数(量の見込み)	1	1	1	1	1	1
② 確保提供総数	1	1	1	1	1	1
差異(②-①)	0	0	0	0	0	0

#### 確保策

保健福祉課と連携し、事業の充実を図ります。

### (2) 地域子育て支援拠点事業

#### 概要

主に、在宅の乳幼児と保護者に対する育児支援を目的に、保育士等による子育て相談、親子遊び等を行います。藤田保育所内の国見町子育て支援センター、道の駅国見あつかしの郷に併設した「こども木育広場 つながる～む」の2か所で実施しています。

■年度別見込み量と確保提供総数

単位：延べ人数

	現状	推計				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 利用者推計総数(量の見込み)	17,338	29,000	33,000	32,000	31,000	29,000
② 確保提供総数	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000
差異(②-①)	15,662	4,000	0	1,000	2,000	4,000

※令和元年  
12月時点

#### 確保策

関係機関と連携し、事業の充実を図ります。

### (3) 妊婦健康診査

#### 概要

妊婦の健康保持と増進を図るため、妊婦に対する医学的検査を実施する事業です。本町では、子宮がん検診を含む妊婦健康診査（16回）、必要時精密検査（1回）、産後1か月健診を公費で負担しています。

#### ■年度別見込み量と確保提供総数

単位：実人数、件

	現状	推計				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 利用者推計総数(量の見込み)(人)	24	35	34	34	33	33
年間延べ件数(件)	210	455	442	442	429	429
② 確保提供総数(人)	24	35	34	34	33	33
年間延べ件数(件)	210	455	442	442	429	429
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0

※令和元年  
12月時点

#### 確保策

保健福祉課と連携し、事業の充実を図ります。

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

#### 概要

保健師が生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行います。

#### ■年度別見込み量と確保提供総数

単位：実人数

	現状	推計				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 利用者推計総数(量の見込み)	17	25	24	24	23	23
② 確保提供総数	17	25	24	24	23	23
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0

※令和元年  
12月時点

#### 確保策

保健福祉課と連携し、事業の充実を図ります。

## (5) 養育支援訪問事業

### 概要

養育支援が特に必要な家庭を保健師が訪問し、指導、助言を行います。

#### ■年度別見込み量と確保提供総数

単位:実人数

	現状	推計				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 利用者推計総数(量の見込み)	6	10	10	10	10	10
② 確保提供総数	6	10	10	10	10	10
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0

※令和元年  
12月時点

### 確保策

保健福祉課と連携し、事業の充実を図ります。

## (6) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

### 概要

保護者が生後57日目から小学校就学前の子どもを一時的に養育できない場合、原則7日間を限度に利用できる事業です。

#### ■年度別見込み量と確保提供総数

単位:人

	現状	推計				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 利用者推計総数(量の見込み)	—	0	0	0	0	0
② 確保提供総数	—	0	0	0	0	0
差異 (②-①)	—	0	0	0	0	0

### 確保策

これまで、この事業の実績はありませんが、需要の状況や実態把握に努め、状況に応じた対応をします。

## (7) ファミリー・サポート・センター事業

### 概要

依頼会員と提供会員（支援を行うことを希望する者）とのマッチングにより、相互援助活動の支援を行う事業です。

#### ■年度別見込み量と確保提供総数

単位：人

	現状	推計				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 利用者推計総数(量の見込み)	—	0	0	0	0	0
② 確保提供総数	—	0	0	0	0	0
差異 (②-①)	—	0	0	0	0	0

### 確保策

これまで、この事業を行う事業者はありませんが、需要の状況や実態把握に努め、状況に応じ事業者を支援します。

## (8) 延長保育事業

### 概要

藤田保育所の通常の保育時間の前後に、時間を延長して入所児童を預かる事業です。開所前の朝7時～7時半、閉所後18時半～19時半に実施しています。

#### ■年度別見込み量と確保提供総数

単位：実人数

	現状	推計				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 利用者推計総数(量の見込み)	27	12	12	11	11	11
② 確保提供総数	27	12	12	11	11	11
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0

※令和元年  
12月時点

### 確保策

需要に対する供給量が確保されるよう、引き続き必要な保育士の確保に努めます。

## (9) 一時預かり事業

### 概要

保護者が病気やけが、冠婚葬祭などで家庭での保育が困難になった場合に一時預かり事業を実施しています。くにみ幼稚園は園終了後に、藤田保育所は通常保育時間内で一時保育事業を実施しています。

### ① くにみ幼稚園児を対象とした一時預かり（幼稚園預かり保育）

#### ■年度別見込み量と確保提供総数

単位：延べ人数

	現状	推計				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 利用者推計総数(量の見込み)	16,219	22,379	20,660	18,429	17,474	18,589
1号認定による利用	33	110	110	110	110	110
2号認定による利用	16,186	22,269	20,550	18,319	17,364	18,479
② 確保提供総数	16,219	22,379	20,660	18,429	17,474	18,589
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0

※令和元年  
12月時点

### ② 保育所等における一時預かり（①を除く）

#### ■年度別見込み量と確保提供総数

単位：延べ人数

	現状	推計				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 利用者推計総数(量の見込み)	253	600	636	612	612	564
② 確保提供総数	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450
差異 (②-①)	1,197	850	814	838	838	886

※令和元年  
12月時点

### 確保策

需要に対する供給量が確保されるよう、引き続き必要な幼稚園教諭・保育士の確保に努めます。

## (10) 病児保育事業

### 概要

病気や病気の回復期にある子どもで、保育所や家庭での保育が困難になった場合に一時的に保育する施設です。

#### ■年度別見込み量と確保提供総数

単位：人日/年

	現状	推計				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 利用者推計総数(量の見込み)	—	380	375	348	335	337
② 確保提供総数	—	0	0	0	0	0
差異 (②-①)	—	-380	-375	-348	-335	-337

### 確保策

これまで、この事業の実績はありませんが、今後、必要な人材確保や近隣市町との広域利用について検討します。

## (11) 放課後児童健全育成事業（国見子どもクラブ）

### 概要

就労等により保護者が家庭にいない児童を対象に、遊びや生活の場を提供する事業です。国見小学校に隣接する「国見子どもクラブ」の1施設となっています。旧藤田幼稚園舎を活用し、対象を6年生まで拡大しています。

#### ■年度別見込み量と確保提供総数

単位：実人数

	現状	推計				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 利用者推計総数(量の見込み)	128	138	130	127	130	121
低学年(1～3年生)	80	71	73	73	73	67
高学年(4～6年生)	48	67	57	54	57	54
② 確保提供総数	140	140	140	140	140	140
低学年(1～3年生)	90	72	80	80	80	80
高学年(4～6年生)	50	68	60	60	60	60
差異 (②-①)	12	2	10	13	10	19

※令和元年  
12月時点

### 確保策

今後も、引き続き需要に対して必要な指導員の確保に努めます。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 概要

保護者の世帯状況を勘案し、特定教育・保育施設等に支払うべき日用品、文房具、その他の物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用を助成する事業です。

今後、国の動向に応じ、助成実施の検討を行います。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### 概要

特定教育・保育施設等への参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、又は運営を促進するための事業です。

今後、国が示す具体的内容にしたがって検討を進めます。

## (14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

### 概要

要保護児童対策地域協議会の専門性向上への取り組み等を実施する事業です。

今後、要保護児童対策地域協議会の機能強化のため、関係機関との連携強化を図ります。

# 第6章 次世代育成支援行動計画及び放課後子どもプランについて

## 1. 次世代育成支援対策法に基づく目標事業量

次世代育成支援対策推進法では、市町村は、地域における子育ての支援、母親並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、仕事と家庭の両立の推進等について、5年ごとに市町村等行動計画を策定することができるかとされており。

国見町では、「国見町子ども・子育て支援計画」（第1期）において、市町村行動計画を包含することとされており、第2期子ども・子育て支援事業計画においてもこの考えを踏襲し、目標事業量を下記のとおり設定いたします。

		平成30年度 供給量実績	令和元年度 供給量	令和2年度 目標事業量	令和6年度 ニーズ量	令和6年度 目標事業量
①平日昼間の保育サービス						
3歳未満	認可保育所(藤田保育所)	73人	64人	72人	52人	72人
	保育5サービス(藤田保育所のほか家庭的保育、事業所内保育等を含む。)	73人	64人	72人	52人	72人
3歳以上	認可保育所(藤田保育所)	0人	0人	0人	0人	0人
	保育5サービス(藤田保育所のほか季節保育所、家庭的保育、事業所内保育を含む。)	0人	0人	0人	0人	0人
	保育6サービス(保育5サービスのほか幼稚園の預かり保育を含む。)	166人	138人	134人	111人	111人
特定保育事業		0人	0人	0人	0人	0人
②夜間帯の保育サービス						
延長保育事業(藤田保育所)		1カ所 14人	1カ所 人	1カ所 12人	1カ所 11人	1カ所 11人
夜間保育事業(22時までの保育)		0人	0人	0人	0人	0人
トワイライトステイ事業		0人	0人	0人	0人	0人
③休日保育事業		0人	0人	0人	0人	0人
④病児・病後児保育事業		0日	0人日	0日	337人日	0日
⑤一時預かり事業(藤田保育所)		1カ所 延べ1,450日	1カ所 延べ1,450日	1カ所 延べ1,450日	1カ所 延べ1,450日	1カ所 延べ1,450日
⑥ショートステイ事業		0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所
⑦放課後児童健全育成事業		4カ所 115人	4カ所 112人	4カ所 140人	4カ所 121人	4カ所 140人
小学1年生～3年生		70人	69人	72人	67人	80人
小学4年生～6年生		45人	43人	68人	54人	60人

⑧放課後子ども教室推進事業	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
⑨地域子育て支援拠点事業	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所
⑩ファミリー・サポート・センター事業	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所

・⑦放課後児童健全育成事業の\*箇所数は、同施設内で適正規模(1クラブ 35～45人目安)に区分。

## 2. 新・放課後子ども総合プラン

国では、平成30年度に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした「放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」の計画的な整備等を目標としたところです。

国見町では、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく部分に特化し、この項で定めることといたします。

### (1) 放課後児童クラブ（国見子どもクラブ）【再掲】

#### 概要

就労等により保護者が家庭にいない児童を対象に、遊びや生活の場を提供する事業です。国見小学校に隣接する「国見子どもクラブ」の1施設となっています。旧藤田幼稚園舎を活用し、対象を6年生まで拡大しています。

#### ■年度別見込み量と確保提供総数

単位：人

	現状	推計				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 利用者推計総数(量の見込み)	128	138	130	127	130	121
低学年(1～3年生)	80	71	73	73	73	67
高学年(4～6年生)	48	67	57	54	57	54
② 確保提供総数	140	140	140	140	140	140
低学年(1～3年生)	90	72	80	80	80	80
高学年(4～6年生)	50	68	60	60	60	60
差異(②-①)	12	2	10	13	10	19

※令和元年  
12月時点

#### 確保策

今後も、引き続き需要に対して必要な指導員の確保に努めます。

## (2) 放課後子ども教室

### 概要

国見小学校 1 年生～3 年生の児童を対象に、「国見っ子わんぱく広場」を開設しています。土曜日や長期休業中に、小学校の余裕教室や国見町観月台文化センター等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、スポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する事業です。

■年度別見込み量(児童数)と確保提供総数

単位：人

	現状	推計				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 利用者数	56	50	50	50	50	50
1年生	20	15	15	20	15	15
2年生	17	20	15	15	20	15
3年生	19	15	20	15	15	20
② 対象児童数	136	132	134	137	142	153
1年生	50	45	39	53	50	50
2年生	37	50	45	39	53	50
3年生	49	37	50	45	39	53
差異 (②-①)	80	82	84	87	92	103

■年度別活動実施回数

単位：回

	現状	推計				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
各年度活動実施回数	11	11	11	11	11	11

### 確保策

参加児童数を確保するために、児童や保護者のニーズをアンケート等での確に把握し、スポーツや文化活動、地域住民との交流活動を積極的に実施していきます。また、国の放課後子ども総合プランにより放課後児童クラブとの一体的な実施を図るため、放課後児童クラブに参加している児童も放課後子ども教室の事業に参加できるよう、連携を強化していきます。

# 第 7 章 計画の推進に向けて

## 1. 計画の推進体制

---

### (1) 行政の役割

計画の推進にあたっては、全庁的に広く連携を図っていきます。また、本計画はすべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進するものであることから、関係機関・事業者や地域等との連携・調整による適切な事業の実施に努めます。

### (2) 関係機関・事業者との連携

計画の実現にあたっては、行政だけではなく、町全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが求められています。そのため、町内の子育て支援にかかわる、家庭をはじめとした、保育所、幼稚園、学校、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

### (3) 地域の役割

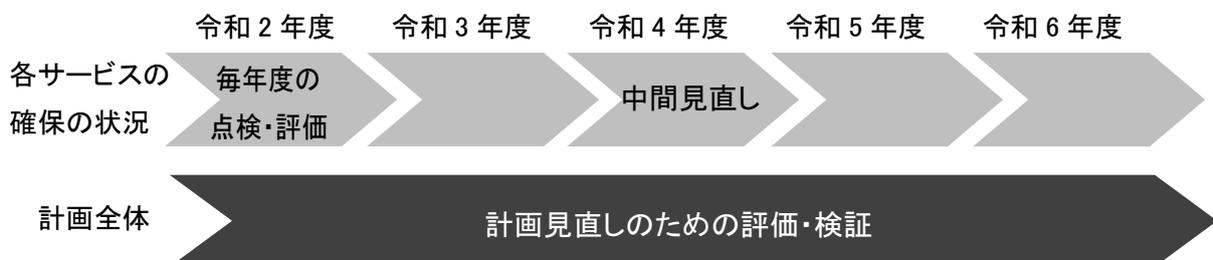
行政との連携を密にするとともに、日頃から、町民をはじめ、町内会や子育てサークル等の各種団体等を中心に世代間交流を図り、子どもの健全育成に関する活動の活性化に努めます。

## 2. 計画の進捗管理・評価

---

本計画については、各サービス等について見込みと確保のバランスが取れているかを毎年度点検・評価を行い、事業が計画に即して的確に実施されるように管理します。

また、計画全体の評価・検証を中間年度及び最終年度に行い、計画の見直しを行います。



# 資料編

## 1. 国見町子ども・子育て支援推進協議会設置要綱

---

(設置)

第1条 子どもが健やかにいきいきと育っていくことができ、町民が安心して子どもを産み育てることができる国見町の実現を図るため、国見町子ども・子育て支援推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 子ども・子育て支援法の事業に関する事。
- (2) 子ども・子育てに関する広報及び啓発に関する事。
- (3) 子どもや子育てに配慮した環境整備に関する事。
- (4) 自主的な子ども・子育て支援活動に関する事。
- (5) その他目的を達成するために必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、協議会の運営上必要があると認められるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月25日から施行する。

## 2. 国見町子ども・子育て支援推進協議会委員名簿

委員：13人

任期：平成30年10月1日～令和2年9月30日まで

	区 分	所 属 等	氏 名
1	第3条第2項第1号委員 子どもの保護者	藤田保育所保護者会長	酒井 なつき
2		くにみ幼稚園PTA会長	渡辺 愛
3		国見小学校PTA代表	中村 裕美
4		国見子どもクラブ保護者会長	菅野 智香
5		イキイキ子育てクラブ保護者代表	高橋 有香
6	第3条第2項第2号委員 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	くにみ幼稚園預かり保育員	今村 幸子
7		国見子どもクラブ指導員	藤田 誠也
8	第3条第2項第3号委員 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	仙台大学准教授	柴田 千賀子
9		福島学院大学短期大学部准教授	鈴木 智子
10		認定こども園上保原園長	藤田 喬士
11	第3条第2項第4号委員 その他町長が必要と認める者	公立藤田総合病院事務長	菊地 勝彦
12		国見町社会福祉協議会事務局長	山中 啓嗣
13		国見町民生児童委員協議会会長	八巻 忠一

### 事務局

所 属 等	氏 名
国見町教育委員会教育長	岡崎 忠昭
国見町幼児教育課長	東海林 八重子
国見町幼児教育課課長補佐	石澤 廣
国見町幼児教育課主任主査	佐藤 節子

### 3. 計画の策定経過

年月日	実施項目	内容
平成31年 2月25日～ 3月8日	国見町子ども・子育て支援 事業に関するニーズ調査	○町内在住の就学前児童及び小学生の保護 者の中から調査対象を抽出し、郵送配布ま たは施設経由による調査票の配付・回収を 実施。 回収結果 ・就学前児童 167件（回収率61.4%） ・小学生 195件（回収率70.7%）
令和元年 7月3日	第1回国見町子ども・ 子育て支援推進協議会	○子ども・子育て支援推進協議会について ・協議会の概要について ・協議会のスケジュールについて ○国見町における子ども・子育て支援の取組 み状況について ○国見町子ども・子育て支援事業に関するニ ーズ調査結果について
令和元年 秋～冬	庁内協議	○関係各課との調整 ・施策、事業の確認・整理
11月20日	第2回国見町子ども・ 子育て支援推進協議会	○教育・保育・子育て支援事業の量の見込み と確保方策について ○国見町子ども子育て支援事業計画（素案） について ○計画（案）に対する意見募集について
令和2年 1月20日～ 2月10日	意見募集 （パブリックコメント）	○国見町子ども・子育て支援事業計画（案） について
2月17日	第3回国見町子ども・ 子育て支援推進協議会	○計画（案）に対する意見募集結果について ○国見町子ども・子育て支援事業計画につい て

---

---

## 第2期国見町子ども・子育て支援事業計画

発行年月／令和2年3月

発行／国見町役場 幼児教育課

〒969-1792

福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二1番7

T E L / 024-585-2119      F A X / 024-585-2181

---

---